

平成25年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年6月11日 午前9時宣告（第5日）

応 召 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出 席 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	西森 勝仁	産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
収 納 管 理 課 長	橋掛 直馬	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成25年 6月11日 午前9時開議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 常任委員会審査報告について
産業厚生常任委員会

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
11番今橋壽子君の発言を許します。

11番（今橋壽子君）

11番今橋でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず1問目は、これからの牧野公園の整備等についての質問ですが、前段で私の所見を少し述べさせていただきます。

まず、24年度に取り組みました牧野生誕150年記念事業は、町全体の官民協働としてのプロジェクトとして、多くの方々がいろんな形で参加され、それぞれの立場で文教のまちとしての先人の生き方を検証され、学ぶことが多くあったと考えられます。

本来なら、牧野ふるさと館の落成に伴って、博士の誕生日の4月24日に落成祝賀会式典をすることが最良だったと考えられますが、役場の組織内の連携が十分取れてなかったとのことで、とても残念でした。

仕切り直しをして、先日6月2日、牧野ふるさと館と浜口邸の落成式典と祝賀会が大勢の方々の御参加のもとに催されました。式典に当たり、牧野博士のひ孫さんに当たる牧野氏も、遠くから御参加くださり、昨年のシンポジウムとまた違った形で、親しく交流をさせていただきました。

世界に誇れる牧野博士は、全国にも坂本龍馬に並ぶ、全国に多くのファンがいらっしゃいます。先だって、5月5日のこどもの日の高知新聞の、小学6年生1,111人に質問されたことの報告が掲載されておりました。歴史上の好きな人物として、男女ともに、1位は坂本龍馬であり、佐川町では、牧野富太郎。土佐清水市では、中浜万次郎の名前が多かったとのことです。

5月11日、図書館の主催で「あなたも一日富太郎になろう」ということで、牧野植物園の稲垣先生をお迎えして、子供たちを中心にした催しがありました。私も御一緒さしてもらいましたが、そのときの子供たちの目の輝きと、自然の中で学び取る身の動きに感動

の連続でした。

特に小学校4年生の男児が、いつかの間には20種類以上の植物を採取していたのです。今の子供たちはゲームに夢中で、家の中で遊ぶことが多く、一つの社会問題にもなっているのに、このように熱心に植物に興味を持っていましたので、「どうして植物が好きなの」と問いかけてみますと、「それぞれに特徴があるから」と即、答えが返ってきました。

そして、みんなが見過ごしてしまう、木の幹にくっついているコケの種類も何種類も取って、仲間とおしゃべりをしながら真剣なまなざしで見つめている姿は、次の牧野博士の誕生だと思ふと同時に、このような優しい子供たちの世界には、いじめはなく、こうした取り組みこそ、文教のまちの人材育成の環境整備だと確信いたしました。

このような取り組みも含めて、牧野公園の整備や上町地区の活性化は、牧野生誕150年を一過性のイベントで終わることなく、ステップ・ジャンプとして取り組んでいく必要があります。

ときに、牧野公園に対しては、10年計画としての構想も進められていると思われませんが、具体的に、どのように練られているのでしょうか。

また、牧野ふるさと館の活用目的、管理体制は、どのようになっているのか、御答弁ください。

副町長（西森勝仁君）

11番、今橋議員さんから、牧野公園の整備についての御質問であろうかと思います。

まず、牧野公園整備につきましては、昨年度までは厚生労働省が実施します緊急雇用創出事業を、これを行ってきておりますが、これは、牧野富太郎博士の生地にもふさわしい公園を再生し、通年、観光客が訪れてくれるような公園にするために、公園の草刈り、あるいは雑木の間伐、あるいは、既にありますあづまやの再生、そして散策路の整備、及び改修、植栽地の整備、草花の植栽、車道の砂利、こういったものを撤去することを行ってきておりまして、本年度におきましては、高知県の観光振興推進にかかる補助金を活用いたしまして、公園内の整備、あるいは旧浜口家の住宅、牧野富太郎ふるさと館の景観整備、こうしたものを行います。

事業内容といたしましては、牧野富太郎博士ゆかりの植物の植栽、

公園内の路肩の整備、また牧野公園全体図の看板の設置、公園入り口への案内板の設置、公園内の誘導板の設置など、こうしたものをつくることとしております。

また、昨年度は、牧野公園内の近自然散策道を整備したところがありますけれども、この整備に当たって設計を担当していただいたのが、御承知のとおり川の外科医と知られております福留先生であります。この福留先生からは、牧野公園再生マスタープランを作成する中で、散策道をも位置づけるということで、牧野先生の植物がさらに生きてくるのではないかと。また、地域住民主体のワークショップを開催することによって、それを取りまとめたら、マスタープラン、こういったものをつくるのが望ましいという意見もいただいております。

そうした意見を真摯に受けとめ、先ほど説明をしました、そして現在実施中の整備事業も踏まえまして、牧野公園の再生マスタープランを、予算措置も行いながら、これから作成できればというふうに思っております。

昨年の、10月の18日付では高知新聞に10カ年計画が、町が策定するというふうに載っておりますけれども、執行機関としてそこまで決定している経過はありません。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうは、牧野ふるさと館につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、牧野ふるさと館の設置目的でございますが、これは条例の第2条のほうにございますように、地域における街並み、あるいはコミュニティの形成、牧野富太郎博士の顕彰、こういったもののために資すると。また、地域の集会所機能を有するというので設置されてございます。

施設の主管課は、私ども産業建設が行っております、4月15日からは、指定管理者制度によりましてNPO法人佐川くろがねの会に指定管理をお願いしておりますところでございます。なお、先ほど申しました設置目的にございます牧野富太郎博士顕彰に資するという観点から、教育委員会サイドで1名雇用し、牧野富太郎博士関連資料の展示運営に当たっておりますところでございます。以上でございます。

11番（今橋壽子君）

先ほどの御答弁では、高知新聞に出ていたように 10 カ年であるというんじやのうて、コンサルタント的な方に御相談しながら、マスタープランをこれから組み立てていくということですかね。

副町長（西森勝仁君）

そのとおりです。

11 番（今橋壽子君）

その具体的なことは、そしたらまだこれからということじゃけ、住民のいろんな方が、いろんな形で、牧野公園に対する思いは寄せていると思いますので、そういうことをワークショップ的なことで積み上げて、これからということですね。

それで、今かかわっている方々の人の御意見などを、少し参考のために言わせていただきますが、まず、あそこにくろがね会の方が、はや、もう先だっても 40 人ぐらい、ふるさと館の場合です、の場合はツアーで御案内しても、玄関が狭いので、あくまでもあそこは民家であったものを改造したのであって、もうツアーが時間的なコースで回っている中で、40 人が一緒に入れられないということも含めて、なかなか十分な御案内もできないまま、それもまた靴を脱いで上履で上がることに、はや時間も要するので、かえって観光客に御迷惑な形になっているので、あそこを今、土足で入れないかっていう御相談もしておりますが。

それと、今、管理に対しては公民館的な役割もするというお話もございましたが、あそこは狭い、私も何度か、あそこに入ることによって、一つの会にも参加させていただきましたが、隣りで会をしてても、お客さんに対して、大きい声が、壁一つですので聞こえてくるし、いろんな面で、観光客のために御迷惑になるんじゃないかなという、そういう不安もいたしました。

そういうようなところの細かいところの配慮はどういう形で、くろがね会に任すだけでは、とても、くろがねの会の方も初めてのことで御迷惑をしてると思いますが、そういうことに対しては、どういう配慮をされていくつもりでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。おっしゃるとおり、4月 24 日にオープンしまして、4月中だけで観光ガイドとして牧野ふるさと館へ 250 名余り来ていただいております。さらに、5月になりまして、5月中でも 800 人ぐらいの方に来ていただいておりますというのが実情で、非常

にたくさんの方に来ていただいておりますが、現状では、バス1台ぐらい来て、一気に入れるとかいうような状況ではないです。

今のところは、大変御迷惑をかけておるわけですが、順々と整備しております。歴まち事業によります各施設、文庫庫舎はできております。浜口邸もできました。さらには、本年度、名教館が移築する予定でございます。こういったものができ、観光ガイドの中身が増すことによりまして、一層の効果を発揮できるものと思っておりますが、現状は、文庫庫舎のほうで常時、展示等はなされてなく外観だけの案内ということで、そのまま一緒になってふるさと館へ行くということで、そういう問題が起ころうかと思えます。

何分、指定管理をしたばかりですし、当然、くろがねの会の皆様方とそういった課題問題等につきまして、十分意見を、御意見を聞きながら、改めれるべきところは改め、来ていただける方々に喜んでいただけるようなものに、これから、鋭意努力していかなければならないというふうに思っております。

11 番（今橋壽子君）

通告書にも、ちょっと質問の要領として、下駄箱のことも、質問の要領として申し込みしてありましたけれど、そのときに感じたことは、下駄箱っていうか、そこに20人ぐらいの方が入るにしても、靴の上をはんでいって、人の靴の上を通過するというような、そういうようなことを一つみましても、やはり今おもてなしの心とか、そういう心が形に出てないっていうのを感じたのです。

それで、これから先は、これから観光協会として立ち上げて、多くの皆様におもてなしの気持ちを伝えていくのには、そういう小さいことにも目を注いでいくということが大事なことで、全体像としても、これからワークショップとして、いろんな人の立場のいろんな声を聞き上げながら、そういう形で観光協会を成功させるためにも、役場の組織も含めて、民間の組織も含めて、いろんな形で成功して、観光協会としても成功していくことを願って、この質問は終わらしていただきますが、よろしく願いいたします。

次に、男女共同参画についてでございます。12月議会で、町職員の管理職の男女の割合をお伺いした折に、他の市町村と比べても少ないので、女性の割合を増やしていくということがベターだとの御答弁をいただきました。

25年度4月1日による人事異動がありました。男女のバランス

のパーセントは、どのようになっているのでしょうか。また、男女共同参画についての条例づくりは、いつごろから取り組まれるのか御答弁ください。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、平成 25 年 4 月 1 日付けの人事異動によります女性管理職員の割合のことなのですが、ただ、この管理職員を佐川町では、課長補佐級以上を管理職員と捉えていますので、そういうことで比較いたしますと、平成 24 年 4 月 1 日現在と、本年 4 月 1 日現在とでは、変動はありません。

管理職員総数 27 名中、女性管理職員が 5 名、割合にいたしまして 18.5%ということで、先ほど申し上げましたように、昨年と、ことしでは変動はございません。

またですね、管理職員を係長以上として捉えますと、昨年の 4 月 1 日現在の割合が 27.3%、本年の 4 月 1 日現在が 27.9%で、割合は微増というか、をしています。

それから、条例づくりというお尋ねでしたが、条例ではなくてですね、男女共同参画計画の作成ということですので、これは条例を作成する必要はございませんので、その作成計画の策定というお尋ねだと思いますので、それについてお答えしますと、現在、計画作成の委託業者を選定するために、企画書を提案していただくよう依頼をしております。

7月上旬に第1回目の策定委員会、これは策定委員の方には、女性の方は、ほぼ半数はですね入っていただこうと思ってるんですが、を開催を、その策定委員会を開催しまして、平成 25 年度内に策定を完了する予定です。

なお、策定に当たりましては、住民意識調査も実施する予定でありますので、委員の皆様の御意見を反映するのはもちろんのこと、住民の皆様の要望等も十分把握して、計画に盛り込みたいと考えております。以上です。

11 番（今橋壽子君）

25 年度 4 月 1 日の人事異動には、管理職は変わってないと。それと係長クラス以上のことは 0.9 でも、微々たるものでも上がっているということは、長い歴史の中で一挙にということは難しいと思いますが、少しでもそういう思いが、女性自身の向上にも、また男性たちのためにも、こういう意識改革を少しずつしていただける兆候

が出てくるのではないかと期待いたしております。

まず、男女共同参画計画づくりについてのことですが、それはなぜ、私が、これほど何度も質問させていただきますということは、今回は、予算もつきましたので、ほんとにやる気で取り組んでいただけるものと思いますが、この男女共同参画というような話が、いろんな形で盛り上がったのが、15年前なのです。

それで、15年前は、ちょうど佐川町には、女性のネットワークという連携した組織がなかったので、そういうものを立ち上げて、女性の力を盛り上げていくことが必要ではないかということで、教育委員会のほうの生涯教育的な立場から、ちょうどそのときには、社会教育の指導者である西森先生が中心になって、女性のグループに呼びかけて、町長とか議長、そのときの議長たちも、皆さんの来賓の方も大勢で、その立ち上げをしました。

しまして、それで皆さんが気運が高まっている中で、予算もついておりましたけれど、担当の職員がかわった時点から、もう全然その動きがなくなって、またその担当の職員も、ほんとに前向きに取り組もうとした職員もございました。けれどまた、その間4回ぐらい次々と担当がかわりました。

そのたびに、引き継ぎができてなかったのでしょうかね。全然、また1から、その構築の過程とかいろんなものをまた、その担当の職員と話しながら、かかわってきたのですが、そのときに、まだ上司の方が担当になったときもあります。けれど、その上司の人もその内容がつかめてなかったので、また1から、その流れを説明し、またそれを行動に結びつけていくための動きをしたのですけれど、それでもだめだった。

そのときそのときの行きつけばったりの催しだったので、結局、最終的には、その予算も使い切れないうまま終わってしまったのです。そういう気持ちで、結局、女性を、やはり女性の力を信じてないというか、第2、第3に送られてきて、今、県のほうも、国のほうも、女性の登用をいろんな形で活躍しなければという催しの中で、1万人以上の市町村で、そういうものをもっと取り込まないかんのじゃないかということも含めまして、上からの指導もあったのではないかと思います。

また、そういうものを早く取り組んでいた市町村には、本当に、今、女性が大きく活躍して、いろんなまちおこしに元気をして町の

活性化につながっております。また、そういう経過がありますので、今度は本腰に取り組んでいただきたいという思いで、たびたびこの議場で質問をさしておりますが、これが7月の上旬から具体的に取り組むということですので、このことに対して、私も限りない力を出していきたいと思っておりますので、ぜひ、これが成功して、町が大きく元気になっていけることを期待いたしまして、この質問も終わらせていただきます。

次に、通告とちょっと順序が違いますが、住民票を取得するために、いろいろ住民の方から、ちょっと不都合があるので何とか、取り方に対して変更することはできないもんやおかという御相談が、ここいつとき、何点かお話がありましたので、御質問さしていただきます。

先だって、住民票を取り来たときに、その方が、積んできてもらったので免許証を持って来てなかったの、証明書を見せてくださいと担当の方から言われたので、役場の職員の方が何人もいらっしゃるので、名前も知ってるし、本人だということが確認ができるので、何とかならんろうかと思ひまして、その話をしたら、ちょっと無理ですよということだったらしいです。

そして、役場の仕事もしてるんだから、いろいろとかかわっているのだから信用もあると思うので、という思いも含めて、御相談したらしいですけど、それもいけなかったということと、また別の方からは、窓口の人が、きょうは誰やらさん、何しに来たのよというところまで、役場の職員から声をかけていただいたけれど、やはり自分がそのときに証明書を持ってなかったの、また取り帰って、また日をかえて来た。そして、そういうお話もお伺いしました。

やはり住民票を取るということは、それなりの、本人の証明が必要だとは思いますが、やはりこれから高齢化社会になって、私もですが、やはり大事なこと、必死になったときほど忘れることもありますので、そういう顔見知りの人とか、いろんな形で役場の職員の方が確認ができるような状況の場合やったら、そういうものをなくとも、証明書をいただけるようなシステムづくりはできないものかと質問をさしていただきます。担当の方、よろしくお願いします。

町民課長（横山覚君）

お答えさせていただきます。近年、不正に他人の戸籍、あるいは住民票を取得するという事件が全国的に発生しております。また一

方、個人情報保護の意識が高まる中、個人情報保護に関する法律も整備をされてまいりました。このような中、他人の成り済ましによります戸籍などの不正な取得により、個人の財産や権利が侵害されることを防止するため、平成 20 年 5 月 1 日から、改正戸籍法、改正住民基本台帳法が施行されまして、戸籍や住民票を発行する際には、本人確認が行われることになったところです。

当町におきましても、戸籍や住民票を発行する際には、顔写真のついた免許証や資格証などであれば、その 1 点を。また顔写真つきのもがない場合には、保険証や年金手帳など 2 点を御呈示いただくなど、法に示されました手順により本人確認をさせていただいておりますが、これらの確認方法につきましては、法により定まっておりますことから、町レベルでの条件変更はでき得ないところであります。

しかし、こうした中、本人確認を行う中で、今橋議員さんもおっしゃられるとおり、本人を証明するものをお忘れになるという場合もありますけれども、先ほども述べました法の趣旨や制度の説明をさせていただきまして、法の手順に従いまして、本人確認できるものを御呈示いただくようお願いを申し上げます。

しかしながら、免許証を取得されていなく、御自分の証明するものが少ない方などに対しましては、これらの本人確認の方法を補完する、いわば例外的な措置といたしまして、本人による問診票の記載などを行うことで本人確認を行うなどの方法を取り入れ、高齢者に限らず、そのような状況にある方にも許される窓口対応に努めているところであります。

町民の皆様におかれましては、成り済ましや不正取得を防止し、御自分の財産や権利を守るという趣旨について、一層の御理解をいただきますとともに、本人確認への御協力をお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

11 番（今橋壽子君）

この役場の立場としては当然、法を遵守していくことが第一であると思っておりますけれども、やはり、町にも、いろんな自主性っていう、きのうも何人かの議員の質問の中にも言葉がありました。やはり町独自の独自性っていうことも含めて、やはり町自体で、特に佐川町の場合は、都会の、いろんな動きとは違う田舎ならではの対応の仕方もあるのではないかと思います。ほかに、こういう独自性で、

本人の確認の仕方に対して、町独自、村独自でしているような市町村はございませんでしょうかね。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。先ほど御説明しましたとおり、法により決められておりまして、町独自でこういう形というのはございません。ですから、まず1点は、顔写真つきの証明書。そしてそれがない場合には、ほかに2点ということで、これによらない場合は、本人に問診をしたりですね、そういう方法がとれますということでございます。

11番（今橋壽子君）

御答弁ありがとうございます。わかりました。以上は、私も含めてですが、これから高齢化社会になればなるほど、そういう忘れ物等が多いですので、またその人たちにできるだけ問診とか、そういう形で文言というかね、そういう形で対応していただけることをお願いいたしまして、この質問も終わらせていただきます。

次に、霧生関公園についてでございます。町長は、8年前、ふるさと佐川に貢献したいという熱い思いで、町民の期待のもと、いろんなことで御尽力くださってまいりました。

その中で、前政権を受け継がれたときに、負の課題も何点か受け継がれて、その中の1つの大きな課題は、この霧生関公園だったと考えられますが、まだ、火薬庫の移転等は何の報告も受けておりません。12月議会では、（仮称）霧生関公園の進捗状況を質問いたしましたら、町長の責任として、しんしゃく等の文書のやり取りは白紙に戻し、24年度内にきちっと将来に向けて方向づけをして町民に知らず、との御答弁でしたが、どのような形を取られましたか。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。霧生関公園の質問をいただきました。この公園につきましては、先ほど、今橋議員からもお話がありましたように、これは、町がかつて国体の時代に残土処理場として買収をいたしまして、その後、公園として事業認定も受けながら、対応してまいったところでございますけども、その後、かなりの空間がございました。これは、隣接の地権者等の協議が整わないという事情があったようでございまして、そんなことが、歴史的にございまして、御案内のように、かつて中学校移転のときの状況で、隣接者から同意をいただきまして、そこから残土処理場として始まったところで

ございます。

私としては、当初の目的に沿って公園整備すべく、あらゆる手段で、その残土を受け入れた経過がございます。1つは、当初には、中学校の、新の中学校の残土処理場、あるいは、県の公共事業の残土、そして国交省からも残土いただきまして経緯に至っております。

その後、隣接者の理解もいただきながら、進めてまいってきておりますけれども、その中に、支障物件として火薬庫がございます。この火薬庫につきまして、もう早くから、何とか、移転せずに防護柵等でできないかということも県のほうとも関係者とも協議を重ねてきておりまして、非常に困難性があるというようなことでございます。

その後、当事者と移転先地等についても協議を進めてまいりますけれども、それぞれ事情がございまして、その火薬庫の移転先地の結論が出てないのが現状でございます。なお、今でも、県のほうにも、何か方法はないかというような協議も重ねながら、また当事者とも移転先地について協議を重ねてきております。

先ほど、覚書の話がございました。用地の境界につきましては、一応、等価交換ということで内諾を得てございまして、今後は、この火薬の移転の方向がついた段階で、新たな、いわゆる計画、計画変更、いわゆる開発許可の変更をいたしまして、そして続けてまいりたいと思っております。

そして、今、御案内のように、いよいよ佐川トンネルの歩道工事が始まりました。17日には起工式が行われるようでございますけれども、その残土を一応26年度中に受け入れてということでございますから、実際に、完成できるのは、26年以降になろうかと思っておりますけれども、その前に、いわゆる計画変更につきましては、早く関係者と了解を得ながら、開発許可の変更について、当初の方向に向かってまいりたいというふうに思っております。

大変、この件につきましては、長い間、町民の方々にも大変心配もいただいております、また批判もいただいておりますということも承知でございますけれども、将来について、あの土地については、公園として広く活用していただくということで進めてまいっておりますので、ぜひ、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

11番（今橋壽子君）

今の町長の御答弁では、それは、物事にはいろいろ事情もあり、流れもあり、その中で、けれど、やはりけじめというのも、一つのけじめをする時期っていうのもあると思います。それで、そういう思いで、12月の議会で私は質問をさしたときに、24年度にきちっと、将来に向けて、方向づけて町民に知らず、というていう御答弁をいただいたので、その言葉を信じながら、住民にも、こうして答弁があったのでという報告をしておりますが、また、こういうことに対しての一つの区切り、また、ゆうするつもりは、町長の任期もあとわずかになりましたが、その間、次の町政に対して、どのような形でけじめをして、引き継ぐようなおつもりですか、もう一度、御答弁をお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。今、あと1点、火薬庫の状況でございまして、これも精力的に、関係者と話をしてございまして、早急にその話がつまりましたら、まず、計画変更を申請いたしまして、きちっとした方向づけを、できたら、私の任期中に正していただいて、後任の行政に引き継いでいただいたらなあというに考えております。以上でございます。

11番（今橋壽子君）

そしたら、最初に申しましたように、負の財産も引き継いだのは、確かに、町長は、それも含めてのことだから、やはり引き受けた以上は、その責任を取って、後を次の町政にバトンタッチするのが、町長の最初の初心の気持ちだと思いますので、必ずという気持ちで、このけじめをつけていっていただけることを期待いたしまして、質問を終わらしていただきます。

最後に、4点ほど質問をさしていただき、それぞれの御答弁をいただきましたが、町長に、あと残り少ない任期中に、最後の仕事として、認識を新たにしていっていただきたいことを述べさせていただきます。

6月2日の牧野ふるさと館と浜口邸の落成祝賀会の富太郎弁当に対する紹介の言葉です。牧野富太郎博士の生誕150年を一過性のものではなく、この機会に、佐川町の食材を使って、自分たち女性グループのそれぞれの特技を生かして連携を取りながら、びっとずつ、佐川町のイメージアップに貢献ができることはないかと話し合っているときに、役場の担当の方から、富太郎弁当の提案があり、

商工会やくろがねの方々の御協力もいただきながら、博士の好物だったものをリストアップし、食材や季節感にこだわり、何度も何度もみんなで研究し、富太郎弁当ができ上がりました。

4月6日の佐川町の生地を歩く催しや、び人連の総会するとき、皆さんの貴重な御意見もお伺いしながら、さらに、パッケージや包装、お品書き、バイカオウレンのしおり等、担当職員はもちろんですが、メンバーではない町民の方々にも御協力をいただいてまいりました。そのときどきに、一番心を使わせていただいたことは、牧野博士のお名前を使わせていただく以上は、博士の顔、佐川町の顔だから、コンビニに扱っている食のように防腐剤を入れてないので、食中毒の対策です。特に、メンバーの一人のプロの方は、自分の店のイメージダウンだけではなく、みんなに御迷惑をかけてはならないので、と責任を感じて、夜も眠れない状態の中、会長初めメンバーの者が陰になりひなたになり、その方の心を支えてでき上がったお弁当です。何を基準に、3,000円の会費の中、富太郎弁当が少々高いと申されたのでしょうか。

私も会員のメンバーの一人なので、来賓の数名の方に、御感想をお伺いいたしました。前副知事だった十河さんは、「久しぶりにこんなおいしいお弁当をいただきました。完食です」と言って空っぽになったパッケージを見せてくださいました。浜口邸の関係者の方も、「母は、こんなに喜んで食べていますが、日ごろの食欲と比べてめずらしいくらいです」と言ってくださいました。

また、県や国交省の方々も、完食いたしているパッケージを見てくださいながら、パッケージ内のバイカオウレンのしおりやお品書き、包装紙を御自身のかばんから出して、「なかなかいいので家に持ち帰るのです」と言ってくださいましたので、「今後の私たちの参考のために教えてください。ずばり、お値段はどのくらいだったら、お買い求めくださいますか」とお伺いいたしましたら、「安くて1,500円。高くて2,000円くらいです」と評価してくださいました。

最後に、役場の管理職の方々に、御感想をお聞きいたしますと、細やかなアドバイスとともに、「決して、1,300円は高くはない」と励ましてくださいました。

こうして、今回は、担当の職員の方々とも、心を一つにして取り組んで仕上げたので、お互いの力を高めていくことができました。

だけに、上司に認めていただけることに、職員の次のエネルギーに変わるのではないかと考えています。また、こうした小さなことですが、心ある動きが、これからの取り組んでいくおもてなしの心につながっていくのだと考えています。

こうした経過の中の内容のもの、町長の挨拶に心なさを感じて、私たち協働で住民力を高めようとして努力をしていることに水をかけられたようで、とても残念です。

こうした小さい動きこそが、大きな、人を感動しながら、これから取り組もうとしている観光協会も、おもてなしの心がなくては、進化していかないのではないかと思います。

町長の職務も、あと残り少なくなりましたが、最後の言葉に花を咲かせて次の者が頑張れるようなお言葉をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

6月2日の私の御挨拶の中に、「お弁当、若干高い」という御挨拶をさせていただきました。これは、事実でございまして、このことにつきまして、私は、大変、皆さんに不快感を与えたことについては、心からおわびをしなければならない、というに思っております。

ただ、私があそのときに、少々高いというお話をさしていただいたのは、一度、限定でお弁当を買わしていただいて、そのときに、いろいろの人と交わしたときに、「1,300円で弁当というのは、ちょっとやっぱり手が届きにくいねえ」と。パッケージだとかいろいろ意匠だとか、そのあたり金がかかって、そのあたり評価をしていただくのはいいですけども、弁当として、ちょっとこれから大量に売っていくには、ちょっとやっぱり1,300円という価格というのは、買にくいんじゃないかなあと。何か、もう少し安くなるような工夫はないかなあというような議論をした、実は経過がございました。

そうしたことで、あそのときに、「若干、高うございますけ」ということは、中身が、一言、中身が充実しているということを一言添えれば、私も、よかったと思いますけども。今、反省しておりますけども。

本来のそういった筋、弁当としては1,300円というのは、ちょっとやっぱり高い、今、コンビニとか弁当屋とかいう話がありましたけど、そういうことじゃなくて、やはりこれからどんどんと、皆さ

んに買っていただくには、その値段の工夫もある程度必要であるというふうに、そんな思いで、ちょっと御挨拶の中に入れてさせていただいて、大変申しわけなく思っております。大変、関係者の皆さんには、不快感を与えたことについては、心からおわびを申し上げます。以上でございます。

11 番（今橋壽子君）

今、町長の御答弁をいただきましたけれど、まだ、その気持ちは、私たちの心には届きません。やはりこれから先、観光協会として立ち上げていく以上は、やはりその物語というか、人の心をどういうふうに受けとめていくかということが、一番の大事なことだと思います。町長は、建物はいっぱい建てましたけれど、その建物の中に、心のないものがあれば、心のある人は感じていきますよ。

ただ、もうこれ以上私は申しませんが、最後の、皆さんが、後々の職員も含めて、住民の一人一人が、自分らあの町に、心を寄せられる言葉が欲しかったんですけれど、今は言いわけとしか聞こえませんでしたので、もうこれ以上は、町長に何も求めませんし、町長に最後に言えるとしましたら、やはり、長として、まだ任期中は最後まで住民の心、職員の心がわかる町長として、最後の仕事を務めていただきたいと思って、質問を終わらせていただきます。

議長（永田耕朗君）

以上で 11 番今橋壽子君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 51 分

再開 午前 10 時 2 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番坂本貞雄君の発言を許します。

5 番（坂本貞雄君）

おはようございます。5 番議員の日本共産党の坂本貞雄です。通告に従いまして、3 点、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日 11 日は、あの東日本大震災 3.11 から 2 年 3 カ月の節目の日でございます。原発の事故は、まだ終息もされてないように言われ

ておりますし、この大きな災害を教訓としまして、記憶にとどめ、決して風化させてはならないというように思うものでございます。

そして、質問に入らせていただきますが、第1点としまして、NHKのラジオが、夜間に受信できにくいと、できない、こういうことで取り上げさせていただきました。

自分自身の経験でございますが、NHKのラジオを聞いておりますと、夜8時ごろになりますと、雑音が入ってきまして、なかなか聞こえないということで、我が家のことだけかなあと思っておりましたら、部落長会の会するときにも、このことが話題になりまして、なかなか入らんぜよと。何とかならんかよというようなことがございました。

ということで、ちょっと安物の携帯ラジオを買いまして、ちょっと調べてみたのでございますが、なぜかといいますと、やはりこの南海トラフの大地震が起こりますと、電気が、まず1週間つかんだろうと。県下の全戸が停電をするというように想定されておりました、恐らく1週間が、電気がつかんだろうというように予想されておりますが、そうなりますと、情報源としまして携帯ラジオが大変重要な役割を果たすということになるわけでございます。

そういう意味で、佐川町のあちこちを調べてみました。これは、NHKの第1放送のほうを主に調べたんですが。調査の箇所としましては、黒岩小中学校、そして尾川の小中学校、尾川の住民センター、それから松ノ木の公民館、峯の公民館、古畑ふれあいの家「和風」というのがございますが、その前とか、というようなところで調べてみますと、大体、黒岩、加茂、斗賀野におきましては、ほぼ受信ができますが、問題は、尾川で、昼間でもちょっと入りにくいですが、夜間はほとんど受信できないという状況でございます。

特に、夜間に調べました古畑ふれあいの家の「和風」前とか、それから尾川の小中学校の体育館の付近とかいうようなところは、受信が非常に困難か、ほぼ受信ができないというような状態でございます。

やはり、情報源としましては、いろいろあろうかと思いますが、電気が止まったときには、携帯ラジオが一番頼りになるということで、どの避難の必携といいますか、避難のときに持ってくださいというものの中に、必ず、携帯ラジオというのが入っております。ということで、やはり、これが受信できるかどうか、これは大きな

問題になろうかと思えます。

特に考えますのは、尾川地区につきましては、山津波が来る可能性もありますし、部落が孤立するということが考えられる地区ではないかと思われませんが、その地区が、そういう受信ができないということになりますと、なかなか情報が入らないということで、不安な中で避難生活を送るわけですが、その不安が一層大きくなるというようなことで、これは何とかすべきではないかなというのが、質問の趣旨でございます。

NHKさんのほうに、この調査を依頼をして、実態を調べていただいて、その対策はどうしたらいいかというようなことを考えることができないか、そのことにつきまして、御質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。夜間におけますNHKラジオの難聴問題についてのお尋ねです。

まず、電波の性質について、若干御説明申し上げます。といいますか、私も余り電気関連は、科学とか非常に弱いんで、今回御質問があって調査いたして、ほんとにつけ焼き刃の域を脱しないような状態ですけど、御説明申し上げますと、AMラジオ放送では中波と、中の波と書く中波と呼ばれる電波、これが周波数が300キロヘルツから3メガヘルツ帯ということを使用しています。この電波は、昼間は4層ある電離層の一番下部のD層に吸収されて、ほぼ消滅してしましますが、このD層が消失する夜間や、その次のE層に反射して遠くまで届くという、そういう性質を持っているようです。

このため、海外を含めて、遠方のラジオ局が聞けるようになる半面、放送局同士の混信が激しくなるという欠点があるようでございます。夜間、韓国や中国の放送局の混信のため聞きづらくなるのは、このためのようです。また、中波は、波長が長いという性質上、窓から入りにくいといった特徴があるほか、鉄筋づくりの建物に電波が遮られて、受信状態が悪くなったり、電子機器や電化製品などが出す電気雑音によって聞き取りにくくなったりするとのことであり、町内において聞こえづらい地域がありますのは、こうしたAM放送電波の性質によるものと考えられるようであります。

こうした難聴の改善例としましては、平成24年度に、本山町の早明浦にラジオ中継局を設置して改善した例もございます。ただ、

AMラジオ送信所の新規建設は、平坦で広い用地の確保、周波数の国際的な調整、さらには送信アンテナ材料の国土交通大臣の認定などが必要で、整備期間に通常4年から5年、整備費用として数億円が必要であり、放送局の経営を圧迫することもあるとあって、容易でないのが現状であるようです。

一方で、即効性のある対策としましては、外部アンテナの設置や、夜間、遠くの放送が聞こえるようになる性質を利用し、大阪放送局などの大電力局を受信することとか、また、災害時の情報収集に関して言えるのは、比較的受信状態が良好なFM放送を聞くといった対応が考えられます。

また、NHKでは、ラジオ難聴対策の一環としまして、インターネットやスマートフォンを活用して、ラジオが聞くことができる「らじるらじる」というサービスを行っているようです。このサービスでは、ラジオ第1、第2及びFM放送を聞くことが可能となっておりますので、ラジオの受信状態が悪い場合は、こちらの活用も御検討いただきたいということです。

ただ、いずれにいたしましても、御指摘ですが、ラジオ放送はテレビと並んで、災害時において被災情報は、特にラジオはですね、被災情報や安否情報、生活情報などをリアルタイムで住民にお伝えすることができる重要なメディアでございますので、町としましては、佐川町の状況、特に御指摘のですね、尾川地区が難聴である状況をNHKに伝えまして、調査検討を働きかけますとともに、今申し上げたような代替手段についても、適宜情報提供を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本貞雄君）

大変、懇切丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。やはり、確実に、そういう情報が伝わる手段があれば、住民も安心なわけでございますので、なお、NHKさんのほうとも御相談をしていただきまして、特に尾川地区につきましての対策といたしますか、これにつきまして、御措置をお願いをしたいというように考えております。以上でございます。

続きまして、2014年4月に消費税増税ということが決まっておりますが、これにどう備えているかということにつきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

私は、消費税増税には、あくまで反対の立場でございますが、2014

年4月には消費税が増税ということが決まっております。そういうことで、それに対しましてどう備えているか、どう備えるべきかということにつきまして、御質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

請負工事代金の消費税額は、原則としまして、引き渡し時の消費税率で計算をしますが、経過措置としまして、法の定める指定日の前日までに契約した請負工事では、消費税増税後の引き渡しでも消費税率は前のおりという経過措置がございます。このことにつきましては、総務課長、それから産業建設課長、把握をしておられますでしょうか。お聞かせください。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。御指摘のことにつきましては、認識をしております。

産業建設課長（渡辺公平君）

同じく認識しております。

5番（坂本貞雄君）

認識をしておるということで、大変結構なことだと思います。ということは、それに対する備えも当然考えておる、ということだろうと思います。この25年度の工事をみてみますと、大きな工事としまして、道路橋梁新設改良費で工事請負費が1億4,850万、これは佐川橋とか玉割小橋の改修だろうと思います。そして住宅管理費としまして、工事請負費が1億1,350万というものが計上されております。これは、斗賀野の町営住宅の建設工事だろうと思います。

これを、今の経過措置に当てはめまして、9月30日までに工事請負契約を結びますと、3%の消費税の節税ができて、約80万の節税ができるという計算になります。お伺いをしますが、この大きな工事、件名工事、これの工事計画といいますか、その請負の時期などにつきまして、どのように把握されておりますか。お聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

御指摘の、この消費税関連の特別措置、これ具体的に言いましたら、4月1日以降の完成になったとしても、9月30日までに契約をした工事については、5%のままということでございます。つまり、本年度なんか、前年度からの3月の経済対策なんかがありまして、繰り越しをしてまいりましたが、ああいったのは全く対象には

ならんわけでございまして、要は、年度内完成を進めていかにゃあいかんということが前提になってきます。繰り越しはしていったら、繰り越しになった場合には、9月30日までに契約しとかないと、この対象にはならないということでございます。

現状では、まだ工事も始まってなく、これから発注していくわけですが、当然、年度内完了を目指していくものであります。今申されました斗賀野の住宅につきましても、本日、土地の契約にお伺いするようにしておりますし、当然、年度内完了を目指しております。

ただ、もう一方、一つ、若干不安な点がございまして、橋梁関係でございます。橋梁関係は、本年度当初予算も組んでございまして、先の経済対策で3月に補正しまして、それ、契約案件で前回の定例会で御承認いただいたところですが、この工事を先にやっております、これは12月までの工期で、12月が、一部併用になって工期完了を目指すような工事になってこようと思っております。

ほか、これから具体的に、この方策へ乗っていけるようにしていくのには、今現在繰り越しでやっておる事業と、本年度予算の上部工との関係、そこのへんを、再度確認していく必要があるかと思っております。

5 番（坂本貞雄君）

その橋梁については、なかなか間に合いにくいということですか。
産業建設課長（渡辺公平君）

今から繰り越しとか、そういうことは前提にはならんわけですが、おっしゃるとおりそれが懸念されます。3月での経済対策導入しまして繰り越しして、今現在かかっておる工事、これが12月末までの工期ですので、工期は一部併用して、準備作業等は事前からやって、それから上部工に入ってくるわけですので、そこのへんが、工期的に、経済対策を導入したことによってどうなるのかなあというのは、ちょっとはつきりまだ申せれないところでございます。そこのへんは、先ほど言いましたように、再度、詳細確認をしていかないかんと思っております。

5 番（坂本貞雄君）

そういう認識が、御認識があるということは大変結構なことだと思います。ぜひとも、その消費税8%にかからないように、5%でいけるような、ということで、大いにお気を配りをしていただきたい、いうように思うわけでございます。

やはり、こういう金額の大きいものと、それから全ての町の事業につきましてもこういうことですが、やはり9月30日までに契約をいたしますと、町民の税金ができるだけ少なくて済むと、3%が、ほかのものにも使える、活用できるということになるわけですが、町長としましては、この件につきまして、どのように目配りをされていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

消費税につきましての御質問でございます。消費税につきましては、さまざまな議論ございます。ございます中で、もう既に、国会で決められたということで、まだ実施については、まださらなる紆余曲折があるかと思えますけれども、今、御質問のお話の中では、いわゆる確定、実施されるという前提の上での話だと思います。

当然、私たちは会計年度、年度というのは、単年度、これは4月1日から3月31ということですから、この中で、その事業を完結する、これが最大の目標でございます。その中で、事業としてさまざまな事情がございまして、繰り越しというような制度も設けられております。

これは、できるだけ避けなければならないというふうに考えておりますけれども、今、だんだんと御議論がありますように、消費税導入に当たりましては、これが、一つの3%、かかるかかからんかの、いわゆる境目になるということがございますから、当然、行政側としては、できるだけ年度内の完了を向けての対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、万やむを得ん事情が出てくる場合もございます。

これはまあ、既に世の中というのはそういうに動いてまして、さまざまな事情がございまして。基本的には年度内完了というふうに考えてございますので、そういった方向でまいりたいと思えますし、また万やむを得ん、例えば、ぎりぎり9月の末の発注になって、それから先の半年で工期が年度内にできないということになりましたら、繰り越しでございますけれども、その場合は、30日までに契約しておればということがございますから、こういった行政の方向の中で、できるだけ町民に負担のかからないような形では対応していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

今、町長の御答弁をいただきましたが、私が聞いておることと若

干ずれるという気がします。といいますのは、今年度は、いわゆる来年度の消費税がアップされるという特殊な年でありますので、9月30日までに契約をしておれば、8%の消費税にはならないということと言いたかったんですが、そのところについて、町長がどのように目配りをされるかということをお聞きをしたかったわけです。今一度お願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

答弁いたします。私は、そういう趣旨で答弁申し上げたつもりでございますけども、要は年度会計の話をさせていただきました。年度会計で、従来なら、その消費税の云々がなかったら、いろいろ支障がございまして、10月以降、あるいは秋口という発注が今までもありまして、それが、万やむを得ん繰り越しというような状況、それを前段に申し上げまして、ことしは、そういう消費税の導入、来年の26年4月1日から消費税が導入されるということでございますが、町の負担を軽くするためには、できるだけ9月の30日までに、いわゆる消費税が、例え繰り越しになってもかからない状況の中で、できるだけ9月の末の発注を目指さなければならないと、こういって申し上げたところでございます。

5番（坂本貞雄君）

そのように、ぜひお願いをしたいと思っております。3%といえども、積み重ねれば大きな金額になりますので、町長は、その全体に目配りをされまして、そういう意識を持ちながら、特にこの25年度につきましては、業務を遂行していただきたいと、いこういお願いをしまして、この質問を終わらしていただきたいと思っております。

続きまして、南海トラフ地震にどう備えるか、ということにつきまして、質問をさせていただきます。

県は、5月15日に、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が起きた場合、津波や建物倒壊による死者は、最大で4万2,000人に上るとする県独自の想定を公表をいたしまして、市町村別の死者数なども初めて示しました。

それによりますと本町では、死者は90人、負傷者760人、いずれも建物倒壊によるものとなっております。また、全壊建物は、1,400棟で、全て揺れによるものとなっております。一方、県は、建物耐震化率を100%とすれば、本町の死者は5人未満、負傷者が90人程度、建物倒壊が90棟程度に抑えられるとの試算も示してお

られます。

町長へお尋ねしますが、この被害想定を、どう受けとめておられるか。県下の多くの首長さん、首長さんは、想定内との感想を持っておられるようですが、町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この地震につきましては、今まで、ずいぶんと議論を、いろいろの場面でなされております。これは、今まで佐川町は、東北の地震が起こるまでの間は、南海地震、昭和 21 年の南海地震、あんまり被害がなかった。だからそういった意味で、地震の被害というのは、経験をしたお年寄り含めて、佐川町は安全じゃないかな、そんな空気もささやかれる中で推移をしてまいりまして、それが、御案内のように、東北のあの大きな震災、そして国が、いわゆる最悪の被害想定ということを出して、大変、その後、南海トラフの巨大地震に向かったの、いわゆる県民の意識、我々町民の意識も、そういう方向に動いてきたなというに考えておるわけでございます。

ただ、佐川町におきましては、御案内のように、今報道されるように、津波の被害というのは大変大きなことになりまして、その津波、地震速報とか、いろいろな情報、地震対策の報道がテレビで流れておりますけども、これは、まず避難、逃げろと。高いところへ逃げろというような形で、比較的中山間地域への思いが、ちょっとやっぱりないような、私も、気がいたします。

そうしたことで、この 5 月 15 日の高知県の、いわゆる単独の想定、これも佐川町も大きな被害が出る。それは一つは、家屋の倒壊あるいは土砂崩壊、そうしたことによる死傷者、そして家屋の崩壊という、これが大きく想定されました。

最悪の事態とはいえ、やはりあの数字を見たときには、大変ショックがありまして、これからは、やはり防災意識を高めること、そしてできるだけ予備知識、そういった備えること、心も。あるいは、できるだけ自分たちの身の回りを、物も踏まえて備えると。このことがやっぱり減災にもつながると。そういうな話もございまして、これからそれを受けて、ことしは災害基本計画も見直すという時期になりまして、そしてもう一つ、先だって、市町村のトップセミナーというなとこ私出席をいたしまして、そのときに、実は、

行政のBCP、事業継続計画でございますけど、これの策定が高知県非常に遅れておるといことで、佐川町にもそれを、ことし取り組むということにしておりますけども、そういった行政側としてもやっぱりきちっとした備えをするべきだということ、それをひとつ住民の方々にも認識をしていただくということでございます。

今、自主防災組織を、組織をいただいておりますけど、約80%近いものが組織いただいておりますけども、ただ、そのほかに、私ちょっと懸念される材料もないではないわけです。自主防災組織は、町が言いゆき、やらなしょうがないろうかねという声も、一部にはあるやに聞いてございますけども、やはり、自助・共助・公助と、これは基本でございますけど、まず、自分たちがやっぱり意識を、きちっと備えを持つということが大事だと思いますから、これから行政としては、お互いに、そういう被害の最大の被害想定をして、それにはどう備えるかということ、これからきちっと住民と共有していかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

決して、津波が来んから被害がないという意識は、私は、ないと思いますし、それから、5月15日の県の独自の被害想定、これはもうほんとに最悪というふうに知事も言うておられまして、この数字だけに動かされても、ぐあいが悪いかなあという話もございましたから、そういったことも踏まえて、やっぱり日ごろからきちっと備える。先ほどのラジオのことも大事だと思います。防災訓練の中では、いわゆる通信の情報としてアマチュア無線も活用するというような訓練もしてまして、ありとあらゆる方法で備えをしていくことが、これから大事かなあ。それが一つは、少なくともこの地域から死傷者を少なくしていく大きな要素になるというふうに思っております。

行政としては、それに備えるような形で何ができるかということ、BCPあるいは防災計画の見直しを含めて、これから考えてまいりたいというふうに思っております。

また、避難場所の確保につきましても、この議会の冒頭で申し上げました住民懇談会の中で、いわゆる大半が、避難場所になっております集会所の老朽化の問題等も含めて、いろんな形のものが、これから考えていかなければならない時期に来ておるといふうに思っております。以上です。

5番（坂本貞雄君）

いろいろお聞かせをいただきまして、ありがとうございます。やはり、備えを十分というのは、これが最も大事だと思います。

ひとつ端的にお答えをいただきたいんですが、その県の想定しました被害ですね。あれを、町長は、想定内と受けとめておるか、「ああ、これはもっと大きいよ」というように受けとめておるか、そのどちらでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、公表のときに、知事のスピーチにもございましたけども、これはほんとに、最悪というふうな、強調して申し上げましたので、私は、想定外じゃなしに内かなというふう考えております。

5 番（坂本貞雄君）

想定内であるというような受け止め方をされておるようでございます。やはり、最悪の被害想定をしながら、しかし、対策ができれば、こうというような試算もされておりまして、この建物の耐震化率を 100%というようにすれば、本町の死者は 5 人程度じゃないかというような想定もされておりますが、やはりそのあたりの対策が、どう取れるかというのが問題じゃなかろうかと思うわけです。

この県の想定の中では、建物の耐震化率が 74%というようにみておるといように出ておりましたが、この本町におきましては、どれぐらいの耐震化率ができるかというように想定をされておりますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

まだ、その耐震化率何%とかいう内部での議論は、本年度の地域防災計画の見直しの中で取り組んでいくものと認識しておりますが、住宅の耐震化、以前からずっと補助金を出して、当初は 60 万と、工事の際に 60 万ということで、2 年前から 30 万上乘せしまして、90 万の補助を出しておるのは御案内のとおりですが、これになりましてから年間に 10 件ぐらいずつ、それまではもうほとんど 1、2 件とか、あるいは当初始まったときには、調査とか設計とかいう段階のものが多かったから、工事のほうに入れなかったということもありますが、補助金増やしまして 10 件余りずつになっております。やはり、この住宅の耐震化を、56 年の 6 月以前の建築でございませうか、特に住宅のほうを取り組んでいかなきゃいかんと認識しております。

先の定例会なんかで、たびたび御質問いただきましたリニューアルでございますが、前回の御答弁でもさしていただきましたように、リニューアルと耐震をセットでしたような新たな補助制度を来年度から、できれば導入して、さらに住宅の耐震化のほうに組み組めていけたらというふうに考えております。

5 番（坂本貞雄君）

耐震化というのは、やはり進めていかなければならない課題だろうと思います。ただ、ある人から聞いたところなんですが、その人は耐震化工事みたいなことをやっております、屋根の重い土瓦をのけるとか、それから壁を補強するとかいうような工事をしておりまして、耐震の補助をもらたかよという話をしましたら、もろうちやせんというがですね。その人は。申請がややこしいし、報告がややこしいし、その工事の内容も、とてもじゃないあんなことはできんぜよ、というような話を聞きましたが、そのあたりの工事の困難さといいますか、補助をもらうことの申請の困難さとかいうような、そういうことが、補助をもらうネックにもなっちゃあせんろうかということにも考えるわけですが。そのあたりは、担当課長としては、どのようにお考えでしょう。

産業建設課長（渡辺公平君）

確かに、調査から、設計から、建築からということで手はずを踏んでいきますので、申請書類はなかなか困難であろうかと思いますが、私、認識しておるに、一般的に代理の方が申請されるなりしておりますので、そういった、まず耐震化をしたいという御希望の方は、産業建設課のほうへおいでいただいて、取り組みの仕方とか、どういったらええろうと、本人はどういう役割を担うてもらわないかんろうかということ、やはり御認識いただいた上で取りかかっていただけのかなと思うてます。

ちょっとそういうことで、手続きがわずらわしいけ、なかなかようせざった、これ非常にもったいないことで、ぜひとも、その補助事業を活用していただければと、ちょっと我々もそのサイドの辺を、また改めて坂本議員に具体的に聞いて、その対策なんかも考えていかないかんというふうに、今思うたところであります。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。やはり耐震化を進めるには、やはりそういうように必要性はわかりながらも、それができるだけ容易にいく

というか、そういう方向も大事ではなかろうかというように考えますので、ぜひ、検討をしていただけたらと思います。

それを置きまして、お隣の須崎市を見てみますと、この県の被害想定では、大変大きいですね。死者が 3,700 人、負傷者 1,000 人、建物倒壊が 7,400 棟、というように、大変大きな数字になっております。この主な要因としましては、津波によるもので、その死者の、津波による死者が 3,600 人、負傷者 210 人、建物倒壊 6,200 棟、というようになっております。

これを見てみましても、津波の破壊力がいかに大きいかということがうかがわれますが、私、2013 年 10 月に、南相馬市のほうに復旧の応援というふうなことで行きまして、その現場を見せてもらいましたが、まことに津波の被害がすさまじいものだったです。家の土台だけが残って、あるのは土台だけと。家は全然ない、というふうな状況を見て来まして、津波の恐ろしさをひしひしと感じておりますが、やはり須崎市は、その津波による相当大きな被害が出るというように考えなければならないのではないかと思います。そういう意味で、須崎市の復興というのは、容易ならざるものと考えなければならないというふうに思うわけでございます。

四国電力さんと話をするのがございましたですが、須崎のライフライン、いわゆる電力の復旧の拠点としまして、佐川町を想定をしているようです。須崎には、もうその拠点は置きようがない、ということで、佐川の変電所の東側に社宅がございしますが、あの社宅を取り壊しまして更地にしまして、復旧用の資材を置くとか、いろいろそういう備えをするというように想定をしておるようでございます。

そして、電気の復旧につきましても、恐らく県外から復旧隊が来てくれると。どこから来るかといいますと、恐らく愛媛県じゃないかなというように想定をしておりまして、愛媛からの復旧隊を受け入れるとすれば、佐川が拠点になる、というように想定をしておるようでございます。

これは、かなりの人数が、この佐川町に常駐をするというふうな格好になることも考えられますので、そういうことも想定をしておかなければならないというふうに思うわけですが、先日、総務課長が、電力さんとの災害復旧協定を結んだというふうに言われておりましたが、それはどのような内容のものでしょうか。お聞かせをい

ただきたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。お尋ねの、昨日の、確か中村議員の御質問に対する回答の中で、申し上げたことだと思うんですが。四国電力さんとの協定の件でございます。これはですね、先般、四国電力の中村支店から災害時の電力復旧に関する協力要請が、まずありました。

その内容は、緊急復旧箇所に至る道路が、土砂等により使用不能となった場合の早期啓開、啓開というのは開くという意味です。それから、仮設電柱の設置に当たっての町有地の提供や各種申請にかかる許認可手続きの簡素化、また域内の被害が甚大で復旧が長期化する場合の復旧要員の出動拠点、それから資機材置場並びに廃材置場等の確保についての協力要請ということでありました。

町としましては、この住民生活の安定のためには、電力の早期復旧が不可欠であるという考えから、全面的な協力を惜しまない旨をお伝えしまして、4月26日付で災害時における電力復旧等に関する協定を締結いたしました。

今後は、今回締結した協定に基づきまして、大規模災害発生時の電力復旧活動において、適切な連携を図ってまいりたいというに考えておりますが、内容については以上のようなことであります。

5番（坂本貞雄君）

いわゆるライフラインの復旧ということで、電力の復旧に協力するというのが大変重要なことだろうと思います。そういう意味で、この復旧の協定といいますか、協定書が結ばれたということにつきましては、非常によいことだというように考えます。

ただですね、その須崎の復旧につきましては、大変甚大な被害が出るというように想定をしておりまして、そこの拠点を佐川に置きたいというような考えが四国電力にはあるようでございますが、四国電力の今までの経験で言いますと、復旧の資材や食料、水などは、四国電力が自前で調達をするというのが、もう当たり前になっておりまして、これは自分で調達すると思いますが、この復旧がですね、長期にわたった場合とか、流通の問題とか、いうようなことで、この食料、水などについてもお互いに融通をしないかんようなことが考えられるということもありますので、やはりそういう不測の事態に備えましての協議も、この電力復旧ということだけでなしに

ですね、事前に話し合いをしておくことは非常に大事じゃないかなというように感じましたので、ひとつ問題提起としまして発表させていただきたいと思います。これは答弁が要りません。

ただ、今度の南海トラフ大地震におきましては、須崎市が非常に大きな損害を受けるということが想定されますので、それに対して自治体間の応援としましても佐川から、どういように須崎市を応援をしていくかということも大きな課題になろうかと思ひます。そういう点も含めまして、事前の協議も必要じゃないかなというように考へますので、ぜひ、御検討いただきたい、いように考へるわけでございます。

もし、町としてのお考へがございましたら、お聞かせをいただけたらと思ひますが。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、須崎市のお話が出てまいっておりますけども、御案内のいように須崎市は、数々、地震によって大きな被害を出してございまして、この先だっても3メートルの津波がきたということですから、あそこは地形的にも大変厳しいところであるというふうにも私も認識をいたしております。

そうした中で、四国電力さんが、そういった形で、佐川町には電力所があるということが、これがまあ従来から大きな、やっぱりポイントになろうかと思ひますけども、それを越えて、やっぱり再度佐川町に協力要請といういような話が、今総務課長からお答えしたとおりでございますけども。

私、やっぱり、お互いに助け合うという意味では、今、御案内のいように、北海道の北見市、そして鳥取県の南部町とは、そういうお互いの災害の救助協定というのを結ばしていただいております、これも、遠隔地であるがゆえに効果があるかなあというには思っております。

ただ、近隣も、やっぱりそういった意味では、やっぱり我々が助けてもらわないかん場合も出てくるし、また、できることがあればということ、これはお互いにやっぱり共通の認識として持っていかなければならない問題じゃなからうかなと思ひます。

かつては、須崎市は、お隣りの津野町とそういう協定結んだというふうにも報道されておりますけども、私は、隣の須崎市は非常に、494号で結ばれたということもございまして、従来から須崎の、い

いわゆるお魚の文化というのは、昔からずっと文化がございますから、そういった意味では、また事前に市長さんとも、そういう議会の議論があったということも踏まえて、ちょっとそのへんのことも、やっぱり進めていったらいいかなあというに思っております。

ぜひ、お互いに、いざというときには「助け、助けられ」という、いわゆる結の気持ち、あるいは尾崎知事が実証した「高知家」、こうした意識をお互いに持つことが、これから大きな災難に向かっての、お互いのやっぱり「きずな」になっていけばいいなというに考えております。以上です。

5 番（坂本貞雄君）

これはやっぱりお隣同士ですので、困ったときには助け合うということで、これが非常に大事だろうと思います。ということは、やっぱり日ごろの、そういう協議といいますか、話し合いの場があるんじゃないかなあとも思いますし、ぜひ、それを進めていただきたい、いうことをお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。これで全部の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、5 番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

引き続き、8 番松本正人君の発言を許します。

8 番（松本正人君）

8 番、日本共産党の松本でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、きょう質問する項目は、いつもからいうたら、ちょっと多いほうですけれども、できるだけ全部済ましたいなと思っておりますが、国保税の負担軽減の問題とか福祉にかかわる問題も入っております。そこで、今の佐川町を取り巻く情勢といいますか、について、若干話をしたいと思っております。ほんとに若干。

ことしの3月議会で、いわゆるアベノミクスのことについて、そのときも若干申し上げさせていただきました。3本の矢とか言いまして、経済政策を打ち立てたわけですけれども、私は、3月議会のときに、これは、バブル経済をあおるものであるというふうに申し上げました。そして、バブルの後には何が来るかということは、もう既に経験済みだという話もしたと思っております。

アベノミクスとなるものがですね、世間に言われてから、ここ半

年、確かに、株価が高騰いたしまして、これを安倍首相は、景気がええ、とこういうふうに言うてるわけですけども、けど、参議院選挙を前にして、このアベノミクス効果が庶民に届くのは、もうちょっと待ってくれというようなことをですね、安倍首相自身が出てますので、安倍首相自身、この効果が庶民に届いてないということは、認識されているのではないかというふうに思います。

それどころか、最近は株価が大暴落し、また上がったというように、乱高下を繰り返しているということで、まさに、制御不能という状況になっているのではないかと思います。

そもそも、資本主義の社会ですから、当然、投機というものがあって、それが行われる限り、バブルというのは起こると、これはある意味、避けられないものだというふうに思っております。しかし、それを政府があおる。このことは、やってはいけないことだというふうに、私は認識しているところです。

この間、株価高騰時代やと思いますが、日本で一番資産を増やした人は、ユニクロの社長及び家族だと言われております。約1兆円の資産を増やしたというふうに言われております。この半年間を時給に直すと、時給2億円だそうです。これだけの資産を、一方で増やして、一方で、我々庶民というのは、去年の数値から言いましても、逆に所得は減っていると、こういう状況だそうです。

こういった中で、さらに政府が進めようとしているのは、例えば、今、派遣労働法が拡大されて、非常に正規労働者が少なくなる。若者の不安定な雇用が続く。こういったものが社会問題化されていますけども、それをさらにですね、例えば、土着の労働者、土着といいますとか、まあいうたら地域で働く労働者、そういった人たちについてはですね、会社がもし閉鎖した場合は、自由に首が切れるということを法制化しようとしております。また、その一方で、世界をまたにかけてグローバルに仕事をする社員、ホワイトカラーの方々ですけども、こういった方々も、いわゆる残業代は出さなくていいと。サービス残業オーケーというようなことも法制化しようとしております。大変なことになる、ではないかというふうに思っています。

こういったことをしながら、一体、今の政府の顔は、どこを向いているかというのは、私の目からも明らかやというふうに思っております。

そういった政治情勢の中で、先ほど、坂本議員からもありましたけれども、消費税の引き上げというものが予定されていると。これは、景気がよかった場合ということが条件ですので、今のところ、そのバブル景気を踏み台にして、景気がええからということをおうとしてるんだらうと思いますけど、これがもくろみどおりいくのだからということでもございますけれども、いずれにせよ、今の消費税引き上げというのは、断固、阻止していかなければならないという立場をとっているところです。

その消費税引き上げ、あるいは、社会保障の切り捨てというものが、これから進めようとしているわけでもございまして、ますます庶民の暮らし向きというのが、これからの情勢を見たときに、非常に厳しいものが予想されるというふうに考えております。

そういった中で、本題に入っていきますが、国保税の問題でございます。本町の国保の財政ですけれども、ここ数年、国保基金の取り崩しが行われて、これが経常化されつつあるというようなことで、3月議会でもこのことが質問して、そして課長から答弁がありました。場合によっては、年内にも、ま、年内になるのか来年になるのかわかりませんが、基金が枯渇する、そういったような情勢になるやもしれないと、そういうことが言われておりました。

まず、このことについて、現在、国保の会計について、どういうふうな認識を持たれているのかを、まずお聞きしたいと思います。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。3月議会でも御説明をさせていただきましたが、24年度が予算的に、そのままいきますと、大体1億円ぐらいの基金残高になりまして、25年度の基金からの切り崩しが大体5,000万ぐらい見込んでおりますので、25年度がその予算どおりいきましたら、25年度末にはですね、4,500万から5,000万円の基金残高となります。

しかしながら、単年度収支で大体5、6,000万の赤字が続いておりますので、ひょっとして24年度の基金の決算です、快方に向かわなければですね、基金の関係で、国保税のその財源の確保について検討を早急にする必要が出てくるというふうに考えております。

8番（松本正人君）

答弁のとおりだらうと思いますけれども、これは、片っ方では医

療とのかかわりがありますので、生き物ですから、そのとおりになるかどうかというのは、やってみんとわからんというところがありますけれども、基金が枯渇して、それを補う施策をですね、とらなければならない事態が生じるかもしれないと、こういうことでございますけれども、これはですね、この後で予定してます中学校卒業までの医療費無料化の問題とも深く関係してきますけれども、この問題について、町長としてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。国保税につきましては、先ほど議論ございましたように、大変運営が厳しくなっておるという状況は、御認識をいただいております。

国保税の運営、国保の運営の協議会のときにも、将来に向けての議論がございます。他の市町村でも、一般財源から補填をする、あるいは国保税を上げる、そういういろいろの方法が議論されておりますけれども、これは、これから、今それぞれ町の、それぞれの単独というか、その国保というのは、佐川町の国保税でございますから、今のところは、私たちが判断をしなければならないというに思っておりますけれども、この議論につきましては、国、県で、全体的な議論が、大きな、大きな課題としては、統合とかいろいろな問題がありますけれども、差し迫っては、これが枯渇することになりますと、国保税上げるか、あるいは一般財源からその補填をしていくか、この2つに1つだと思います。それは、これから議論の中で、町民の皆さんの選択肢がどうなるかというのは、これから問題です。

いずれにしても、負担というのは、国保に加入する人が負担をするのか、全体で、町民全体でそれを補填をしていくのかということ、これから大きな議論の対象になるんじゃないかというふうに考えておまして、これは、今ここで一般財源で、もし足らんときには一般財源で導入するというふうになかなか言い切れない部分もございますし、さりとて、どんどんどんどんその保険税を上げていくということについても、これは、いろいろの問題があろうかというふうに思っております、これから、これは、今、医療費の膨らんでくる問題も含めて、これから大きな、やっぱり議論がされなければ課題であるというふうに、今のところ私は認識をいたしております。

8 番（松本正人君）

これからの論議を待つと、こういう答弁であったと思います。そこです、国保財政についてですけれども、国保財政というのは、いわゆる国保税を取りまして、徴収して、国保の被保険者から徴収をして、運営をしていくというのを基礎にいたしまして、それじゃ、けど足りないの、国からも財政措置がされております。これを、財政安定化事業というわけですけれども。そして各自治体におきまして、いわゆる基準財政需要額という考え方に相似しているのではないかと思っておりますけれども、その規模に合わせて国が算定をして、交付をされると、こういう形になってるそうでございます。これが、いわゆる財政安定化事業の中で、基準額というのが定められておまして、その基準額というのがですね、佐川町の場合、これ平成 11 年度ですけれども、3,100 万余りというふうに聞いております。

しかし、これがですね、その基準額の実は 8 割を国が出すという形で、後の 2 割は町で賄ってくださいよと、こういうことになっております。しかし、佐川町の場合はですね、町から繰り入れをしているのが、いわゆるこの 8 割分ですから、国が想定した国からきたお金しか繰り入れがされていない。そして 2 割分というものが、だから繰り入れをしてないということになるんですが、これはどういう理由でそういうことになっているのか、お伺いしたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今、議員がおっしゃったのは、2011 年度の資料ですかね、それをもとにして、それでいくと佐川町が 3,100 万余りの、これは基準額ですか、財政安定の。それに対して繰入額が 2,400 万余りと。今年度に関していえば、これは国保の 25 年度の予算書で見るとですね、財政安定化事業繰入金が 2,200 万余りということなんです。

それで、この 2,200 万余りというのは、恐らく、先ほどおっしゃったような 8 割分に該当すると。それではなぜ 10 割にしてないかということについてはですね、ちょっと、今、お手元のその 11 年度の資料を見ましても、かなりの団体がですね、8 割ですね。で、10 割のところもございませうけど、極めて少ない状況です。

ただ、その理由をどうかと問われましても、ちょっと私も従来からこういう形でされているということもありますんで、申しわけないですが、明確なお答えは、すいません、この理由ということにつ

きましてはですね、ちょっとお答え申しかねますが、ということでございます。以上でございます。

8 番（松本正人君）

確かに、県下 20 今、4 自治体でしたかね、34 自治体ですかね、ですけれども、その内、いわゆる 10 割で町が出す、自治体が出す分もしっかり出して繰り入れをしていると、いうところは少のうございます。

例えば、やっているところ、いの町、それから四万十町、それから津野町、ぐらいですかね。あと土佐清水もそうですか。土佐清水、それから四万十市、それから土佐市ですか。あと室戸市もそうですね。それを除くところはほとんど、北川村も全部出していますか。そういうような形ですけれども、いわゆる 10 割分きちっと繰り入れしているというところと、そうでないところと分かれてるわけです。

それです、けれどもこれは、要するに国がですね、2 割は、まあ言うたら「地元で出してください」と言っているわけですから、これを繰り入れてですね、いわゆる何のペナルティもないと、こういう性格のものではないかというふうに思います。

そこでですね、法定外繰入というものがございます。我が町において法定外繰入というものがありますけれども、これについて説明していただきたいと思います。

町民課長（横山覚君）

御説明いたします。一般会計からの繰り入れといたしまして、法定繰入、それから法定外繰入がございすけれども、法定繰入につきましては、保険基盤安定繰入金、これについては所得で 7 割、5 割、2 割と減額された分の残りを繰り入れていただけると。それから職員給与とかですね、それから出産育児一時金に対する繰入金、それから先ほど議員がおっしゃいました財政安定化支援事業繰入金等がございまして、このほか法定外繰入といたしましては、地方単独事業というのがございます。内容的には、福祉のほうがやっておりますひとり親とか、それから乳幼児、幼児、それから小学生以下医療の無料化とかいうこととございますが、そういう一般的な町の施策によってですね、医療にかかりやすくなったということにおいては、医療費が高騰すると、その分については国のほうからいただける負担金が少なくなるよと。ですから、少なくなった分については、町の一般会計から補填をしてくださいよ、というふうなこと

が法定外繰入の内容になっております。以上です。

8 番（松本正人君）

要するに、その法定内繰入というのと法定外繰入というのに大きく2つに分かれていまして、先ほども言いましたように、国が想定して、「うちがこればあ出しちゃおけんど、あとの分は自分くで何とかしいや」とかいうていうがは、国が、そういうて言いゆうわけですから、出して怒られるようなことはないわけです。

しかし、国が想定してない、先ほども言いましたように、ここでは、私、中学校卒業までの医療費無料化というのをずっと言ってますけれども、今、県では、小学校入学時までという保障されておりますけれども、それに加えて小学校、中学校ということが各自自治体でやっております。

これは、国に言わしたら、「いらんことするな」と、こういうことになっちゅうわけです。国にいらんことするなと言われて、それでペナルティを課せられてですね、さらに余分なお金が必要と、こういう形になっているというのが法定外繰入ということで、ペナルティ分というふうに考えたらええと思います。

このこと自体、「ほんとにけしからんなあ」というふうに思うわけですけれども、国がしないからですね、だから自治体としても、しゃあなしにない金を絞って、こういう施策をしてるというのに、さらに追い打ちをかけてけしからんいうてペナルティを課すと、まさに今の国の姿勢そのものやろなあ、と、こういうふうに思います。

けれども、この法定外繰入というがはですね、先ほども言いましたように、2011年度で言いますと、900万ということになっております。

先ほど言いました法定内繰入ですけれども、この11年度で言いますとですね、大体600万ぐらいなんです。だからそういう意味で言うたら、法定外繰入のほうが、今、よけ出しゆうということになりはせんかというふうに思いますけれども、先ほども申し上げましたように、まずはですね、今、国保財政というのは、非常に苦しい状況ですから、この法定内繰入はですね、しっかりやっていくべきではないかというふうに思うわけですけれども、それはどうお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。国保の運営については、大変厳しい問題が山

積しておるといふ中でございます。今、だんだん議論ございました。法定外、法定内という話がございました。その中で、先ほど、お話ししていただいたように、これを今後、国保を、どのように運営していくかといふ中で、今の問題もきちっと議論をしていかなければならないなあといふに思っております。

今ちょっと私も、今、2割を何で入れなかった、ということ、総務課長も明確に答えができない、そして、いわゆる従前の流れで来たといふに私も認識をいたしておりまして、今後、このことにつきましても、一財をどのように導入するかといふ問題も含めて、このことも議論をしていかなければならないといふに思っております。以上です。

8 番（松本正人君）

これ、財政の考え方に通じてきますので、そのことについてはちょっと後で申し上げますけれども。そこで、中学校卒業までの医療費無料化。このことは、ずっとこれまでも町長に要求をしてきて、そのたびに、簡単に言うたら、蹴られてきてるわけですけども、これは町長のこれまでの答弁ではですね、財政の問題ではなくて、中学生が子供であるかないかとか、いふような話であったと思えますけれども。いまだにそのお考えは変えておられないのか、まずお伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをさせていただきます。これは、ずっとこの議場で、松本議員とは、これ、意見のすれ違いじゃなくて、やはり私は、少子化対策の一環として、先ほど、国からペナルティまでもらいながら実施してきた経緯というものは、先ほど来議論がありましたように、御理解をいただいております。私が、最初に少子化対策をして、国もいろいろやっておりますけれども、なかなか効果が上がらない。だから地元としては何ができるか、ということで、一部の若いお母さん方の御意見も踏まえながら、この小学校までも踏み込んだ経過がございまして、そのときに、中学生はという議論がありますけれども、やはり中学生になりましたら、もうやはり、もう若干大人の部類に入るといふことで、これは、少子化対策の外に、私としては考えていきたいといふことで、ずーっと答弁をさせていただきます。このことについては、今でも基本的には変わってはいません。

8 番（松本正人君）

ここまで国のやり方に対してですね、私もいろいろ批判をしてきましたけれども、その国でさえですよ、少子化対策の一環として高校までの授業料の無料化とかいうことをやってきたわけです。

そういうことで言ったらですね、町長と国との考え方というのは乖離があるんじゃないかなあというふうに思いますので、まず、指摘をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、少子化対策という話が出ましたので、私もこれ言うこと言おうかなと思うちょっと言うこと忘れちゃった、思い出させていただきました。昨日、松浦議員からですね、不妊対策ということで、少子化対策の最重要策であると、こういう話がありました。この不妊対策についてはですね、大変重要な問題でありますし、ぜひともこういった方々に対してよね、援助をしていくということは、確かに重要な課題であろうというふうに思います。

しかし、少子化対策というのは、むしろ私はですね、いわゆる、今生まれた後のほうですよ、ではないかというふうに思っております。で、なぜ、少子化というものが生じてきたかということ考えた場合に、近年ではといいますか、近代ではといいますかね、多分けど日本の歴史が始まって、だと思えますけれども、いわゆる団塊の世代と言われる方々が、人口が爆発的に増えた最も今までのピークではないかというふうに思います。私より一回りぐらい上の方ということになるわけですけども。そこをピークにしまして、どんどんと人口が減ってきているというのが現状です。

私も減ってくる中での世代でございますけれども、その私も佐川中学校を卒業しておりますけれども、同学年の卒業生が 141 か 2 人ではなかったかと思えます。けれども現在は、8、90 人というのが佐川町の一学年の数ということになってますから、私の時代から比べてもですね、随分と子供の数が減ってきているということが、これからもわかるんじゃないかというふうに思います。

私、この間偶然にですね、「私は二才」というBSプレミアムシネマというNHKのBS番組がございますけれども、昭和 37 年の映画です。2 歳の子供を育てる夫婦の話といいますか、主演は夫婦、夫のほうは船越、あの「おもてなし課」の親父さんですね、船越英二さん、それから奥さんのほうは山本富士子さんということで、が主演の映画です。昭和 37 年で、「私は二才」という子供さんですか

ら、私と同じ年ぐらいという想定ですけれども。その方が、まさに、団地暮らし、公団住宅みたいなところでしょうかね、で、核家族化されたところで生活をする、一方で、親と一緒に子供を育てる家庭もあって、そういった中で、いろいろこう、やりとりがあるという映画でございます。

いわゆる、それまでの社会というのは、農家型の大家族、これから子供さんが、どんどんと都会へ出かけて行って、いわゆる核家族化をしていったというのが、社会が、そうなっていったということは事実ですので、そういうこと。そういった中で、さらには、女性の社会進出があって、この社会進出による晩婚化ということが言われております。

さらには、冒頭にも言いましたけれども、現在では、労働力市場がですね、買い手市場になっておりまして、実際、本当はそうじゃないがでしようけれど、事実上はですね、労働力が余っているというような状況になってると。子供さんが少ないにもかかわらず。こういった社会的要因というのが、少子化というものを生んでいるというふうに考えるべきではないかというふうに思ってます。えいとか悪いとかは別にいたしまして。

確かに、そういった核家族化とかそういったことによって、高度経済成長を支えていったということが事実ですけれども、逆に言ったら、そういったことに対するインフラ、経済学的に言いますと、この子供対策というのは、いわゆる労働力の再生産というわけですけども。難しい言葉ですけども。これが、対策が遅れているということではないかと思えます。

ですから、今、保育をめぐる問題とか、いろいろあるわけですけども、そういった社会資本、またそれから社会意識の不足、会社で理解が得られないとかですね、せつかく法律で育児休暇とか、そういったものが法律で認められていても、実際には、なかなかそれをとることができないとか、ということがございます。こんな問題が多角的に作用して、子供がなかなかつくりづらいと、産みづらい、つくりづらいと、こういう状況になっているというのが現状だと思います。

ですから、それを、できるだけ、私もこの中学校卒業までの医療費無料化でこれが全部解決するとは全く思っておりません。しかし、できるだけ、そういった施策を少しでも手助けしていくことによっ

て、何とか、その子育てをしていこうという方々ですね、助けになっていかなければならないと、こういうふうに考えているところ
です。

そういう視点で、ぜひ見ていただければですね、中学校卒業までの医療費無料化というのはですね、小学校卒業までの医療費無料化よりも財政的にもそんなに難しいことではないですから、しかも県下の、もう既に 24 か 25 自治体では、中学校卒業までの医療費無料化が行われております。そういう意味で言うたらですね、佐川町はもう後進自治体になっているということなんですが、そこをやっぱりきちっと理解していただいて、考えを改めていただきたいと思いますが、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。少子化対策につきましては、ほんとに厳しい現状じゃないかなと思います。これには、今、松本議員がおっしゃられたさまざまな要因があると思う。これはまず、社会環境の変化、これは大きなもんが私はあるというふうに思っております。

そしてもう一つは、やっぱり先ほど来議論がありました男女共同参画のような形で、女性の職場の進出が大きく飛躍してきた。それに反して、一部、例えば育児休暇だとか産休、これは保障された大企業あるいは公務員あたりは、されておりますけど、大部分の中小企業については、このところが若干やっぱり厳しい状況かなというふうに思っております、これはかけ声だけの形で進んできております。

そしてもう一つは、社会生活でのエネルギー、これは生活費でございまして、これも生活様式が変わることによってだんだんと膨らんでくる。そしたらどうしても、かつては男性だけで生活支えてきたものが、やっぱり男女共同で、生活費もやられるというな、そういうに大きく、社会変化がする中で、だんだんとやっぱりこういうふうになってきた。

そしてもう一つは、晩婚化ということもあろうかと思えますし、そして晩婚で結婚して子供をつくる人も、恐らくこれは結構ですけども、これがなかなか結婚しないという、いろいろなさまざまな要因があると思います、この少子化については。で、国もやっきになって、いろいろの施策を講じてきております。

これは、一つは、男女雇用均等法、これは女性にもきちんと権利を与えながら保護もしていくというな形もとっておりますけども、

それが功を奏してない中で、先ほど申し上げました小学校の子供たちが心配して、というなことを若干でも緩和するということで、国からペナルティを受けながらも、議会の皆さんの御協力をいただいて、……ました。

中学校については、これは少子化の一環では、それはあると思います、それは。だけど、その私の思いと、松本議員の思いと、この少子化の大きな流れは一緒ですけども、今、その医療費の無料化については、若干やっぱりあると思ひまして、なかなかここで、じゃあ無料化というのは、後進だけれどもやろうかというには、なかなかよう申し上げられませんので、私も、あと4カ月の命でございませうから、なお、この問題につきましては、後任の、どなたがなるか別にしまして、ぜひ、議論をまた続けていっていただきたいなあというふうに思っています。

決して、その松本議員の意見に反して、固持して、私が意地をもって、これに絶対いかんというふうには考えておりませんので、いろいろ議論を尽くしていただきたいなあというふうに思っております。以上です。

8 番（松本正人君）

中学校までの医療費無料化というのは、私もいろいろと、こう、理由をつけて言ってますけれども、本当の目指すところはですね、中学校とか小学校とか、大人とか子供とか、お年寄りとか、そんなこと関係なく、医療というものは、全ての人が押しなべて、お金がある、ないにかかわらず受けられる、そういった制度にしてなければならぬというふうに考えてるのが、基本的な考え方です。

現実的にはもう、ヨーロッパなんかではですね、そういったことが実現しているところもありますし、日本の歴史を見ましても、いわゆる革新高揚期と言われた1960年後半から70年代にかけて、前半にかけてですね、70歳以上のお年寄りの医療費無料というものが、多くの自治体で実現をすると、こういうことが歴史的にもあったわけですね。

後には、またいわゆる保守勢力の巻き返しによりまして、事実を言ってるんですよ、自治体の首長が、まあ言うたら保守勢力にどんどん変わっていったんですから。その中で、年寄りは病院へ来て、くちやくちやしゃべって医療費の無駄だと、こういうようなことが蔓延しだして、まずお年寄りの医療費無料化というのがやまりまし

た。それから、いわゆる現在、前は、社会保険にしましても1割負担やったものが2割、3割と、こういうことになっていってますし、どんどんどんどんこう、負担が重くなって、なかなか医療が受けられない、現在では国保税を払っている人も払えなくて、保険証がもらえないという方々、低所得者層がたくさん出てきているというのが現状なわけです。

こういったことも、しっかりと、本当は国で施策をしていかなければならないと、こういうふうを考えている中で、せめて、少子化対策ということで、これは子供の応援、親の応援というような形で、子供を育てておられる家庭というのは、非常に現状厳しい、財政的にも厳しい人がたくさんおりますので、この間もNHKでやってましたけども、子供の貧困化というのは大変な問題になっています。この問題にしても、例えば、信じられん話ですけども、子供が御飯を食べるのは給食のときだけ、とかいうのがほんとに一部だけじゃなくて、大変な問題になってます。ぜひ、私ビデオも撮ってますから、NHKの番組ごらんになったらえいと思います。そういった中で、できるだけそういったことをしていきたい、と。自治体で努力をしていくべきだという話をしています。

そこで、お伺いいたしますけれども、この国保財政の基金というのは、ずーっとこれから今取り崩しをしてきているわけですけども、そしたらですね、いわゆる財政調整基金、これは、ここ5年ぐらいで構いませんけれども、どういう推移をしていってるのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。この財政調整基金というのは、一般会計のほうの財政調整基金ということですね。この5年間といいますか、数年、結果的に7年ぐらいですか、の推移をちょっと申し上げます。平成18年度で、財政調整基金の残高が8億700万余りです。それから平成19年度が10億4,000万余り。それから20年度が13億円余り。それから21年度が16億4,000万余り。22年度が21億5,000万余り。それから23年度末で21億6,000万余り。24年度末で22億8,000万余り、と順次今申し上げましたように金額は順次、こう右肩上がりで、残高は増えてきているという状況です。

8番（松本正人君）

7年前ぐらいからですね、約3倍にも財調がなろうとしていると、

こういう状況です。これは、先ほど国保財政の 6,000 万とかという金額じゃなくてですね、もっと大きな金額が、ずーっと貯金が積み増されてきてるといのが現状でございます。

そういう意味では、そういう意味ではですよ、佐川町にはしっかりとした財源があるというふうに私は捉えております。ですから、やろうと思えばですね、今言ったような施策というのは、そんなに難しいことではないというふうに私は考えておりますが、どうお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

確かに、大変、町民の皆さんにも御辛抱いただきながら、やるべきはやりながら、財政調整基金も、おかげで、潤沢とは言えなくても、先ほどお話がありましたように、若干は蓄えも出てきたという状況でございます。ただ、それがあって、これから町の財政が大変豊かになって、何でもできるという状況には、私は、ないと思います。

そうしたことで、先ほど来、話がありますように、確かに、中学生までの医療費無料化にしまして、額にしましても 600 万くらいのもんですから、その貯金の 21 億から比べたら、それは、その中で、議員のおっしゃる何もないやないかというお考えかもわかりませんが、やっぱり行政を運営していくには、やっぱりきちっとした理論、そうしたものを持ちながら、将来へ向けて、やっぱりきちっと財政力も強化をしながら、そして、何を、これから町としてすべきかということも、きちっと、これはお互いに議論をしながら、踏まえていかなければならないというに思っております、貯金があるから何でもできるというふうには、私は、なかなかよう考えないところがございますので、御理解願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

私が聞いたのは、貯金があるから何でもできるとお考えかと聞いておりません。今言ったのは、考え方の違いは、先ほどから言いました。考え方の違いも問題じゃないがです。ただ、この施策をするのに、そんなに難しい、するとしたら難しいことかよ、と。財政的に、非常に大変な、困難なことかよということをお聞きしたがですけど、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お金の多寡でいいましたら、そのとおりだと思います。ただ、国

保の問題につきまして、中学校の医療費の問題につきましては、私の考え申し上げておりますので、国保の運営の問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、これはきちっとやっぱり、これから議論していく問題であるというふうに考えております。

8 番（松本正人君）

よくわかりました。それでは、次の質問に入りたいと思います。

霧生関公園の問題について、御質問します。

この問題は、もうずーっと私も一般質問で取り上げておりますので、今さら、余り細かいことをいうつもりはございませんけれども、先ほど今橋議員の質問の中でもありましたので、若干の復習もしておきたいと思っておりますけれども。

で、これはですね、いわゆる和田町政の時代にですね、国体の事業としまして、サッカー場を建設すると。そのときに出る残土をですね、現在のその霧生関に持っていくということが事業の発端だというふうに私は認識しております。

そのときは、町長もおっしゃったように残土捨て場という形やったわけです。それが公園事業というふうになって現在に至ると、こういうことでええのではないかというふうに思います。

しかしね、もともとが、けんど残土捨て場ということから入っていったわけですし、途中で、いろいろ頓挫したような状況になったということについては、これまでも言いましたので、もう云々は言いません。しかし、私は、いまだに思ってるのは、無理やりこれをね、やっぱり公園にせないかんという理由はもうどこにもない、と私は思っております。町民もずーっと、この問題については「あそこにそんな金をかけて公園がいるかよ」という声が大半なわけです。ここを見誤ったらいかんと思っておりますよ。

先般、議会と、それから住民との懇談をされましたけれども、やっぱり多く出されたのがこの問題でございます。ですから、私の質問の題目にもですね、説明と謝罪というふうに書いておりますけれども、説明は、してくださいということを、ずーっと言うてきました。謝罪と言うたのは、ひょっとして初めてかもしれません。ちょっと記憶にないですが。

で、謝罪というのはですね、もう、はっきりしてきてるからだというふうに思うわけです。なぜか。ずっと言うてきましたけれども、本来は、もう既に、これ、町長の政策の中でも最低ですよ。やるよ

ばんと言いましたけど、やるとしても、もう完成しちゅう予定なんですよ。それが完成してない。その理由が、地権者との問題と、こういう言うわけでしょ。こんなのはね、とっと前からわかっちゃった話です。とっと前から。わかりきった話やのに、それが解決できないから「できませんでした」というのはですね、これは謝罪に当たると。私は、最低でもそれは思います。

それとですね、まだ、いわゆる火薬庫の問題も、これも解決すると言いましたけれども、どんな解決をするのか、と具体的なことは聞いておりませんし、恐らくですね、解決するとしたら、そんなに簡単にですね「はいはい、のいてあげましょう」らあいうていう話になりませんから、当然「補償どうしてくれらあや」とか、そんな話になると思いますけれどもよね、そんなことまでしていかないかんといい事業ではないと、私は思っております。

ですから、ひとつこれ技術的なことも含めてですけれども、こういった理由があって、なかなかこれが進まないということで、凍結あるいはですね、取りやめをすると、こういうことで、いわゆる国からこれまでも交付税措置してもらってますけれども、これも何とか解決するというような方法での考えはできないのかどうか、お伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。おっしゃられるとおり、大変道のりが遠ございまして、それにはいろいろ要因がございます。それ一つは、地権者等のいろいろな利害のこともあったというに考えておりまして、いまのところ、さまざま形で御協力もいただいて、最終段階にきておるといことは、先ほど今橋議員にも申し上げたところでございますけれども、最後のクリアすべき問題は、火薬庫の移転であるというに思っております。

これは、今、その両面、一つは、原因地での何とか、措置はできないか。そしてそれが不可能なら移転先地ということで、これはもう相手先もございますから、具体的な場所も、今までもあちこち選定をしながら、努力をしておるところでございまして、今後については、それを早期に解決をして、先に進めていきたいというに思っておりますけれども、先ほど来話がありますように、凍結あるいは中止ということの御質問でございまして、これは私としては、ぜひ御協力をいただいて、完成をさしていただいて、そしてできるだ

け町民の方々にも、確かに、あそこを運動場として、不便な点があるろうかと思えますけども、これは、御案内のように、平成 10 年の段階から、これは公園として設置するという事で事業認定を受けて、公園として整備をするというところまでいって、地元とも協力を、以前、地権者とも話をしてございますから、これは行政としては、きちっと仕上げていく必要があるというに私は考えておりました、ぜひ、町民の方々に、今まで紆余曲折があつて大変完成が遅れたことについては、これは私の不徳のいたすところでございます、これはおわびを申し上げなければなりませんけども、これは行政としてはきちっと仕上げていく必要があるというに考えております。

ただ、先ほど、今橋議員にも申し上げましたが、御案内のように、佐川トンネルの残土を、今、これから入れるということでございまして、これは 25 年度中には、一応残土の処理は完成するという事でございますから、できたら、その段階までに計画変更まで、ぜひ、完成をして、その次のステップに移させていただいたらというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

8 番（松本正人君）

町長も、自身も言われたようにですね、この事業をずーっと、問題解決をして進めていったとしても、本年度中の事業にはならないと、こういうふうに答弁されてるわけですから、今年度中どころじゃない、町長はですねもう 9 月には、ね、退任されると、こういうことを言われてるわけですから、ですから後のことはですね、知らんというのは語弊があるかもしれんけれども、そういう状況でやめられると、こういうことになるわけです。

だから、もうチャンスとしてはですね、あと数カ月しかないわけですから、この数カ月にきちっとですね、飛ぶ鳥跡を濁さず、ですよ。で、町民に、先ほど言いましたように、ただ、遅れたことは申しわけないじゃなくて、なぜ遅れたのか、どうしてこういうことになったのか、しっかりと町民にわかりやすく説明すると。町民、それ求めているんですよ。「どうなっちゃうがぜよ、あれは」「どうしてあんなっちゃうがぜよ」ということを聞きたいわけですから、それをきちっと説明をして、説明した上で、謝るべきものは謝っていただきたいと、こういうふうに言ってるわけですから、それをきちっとしていただきたいというふうに思います。

私が、今聞いたのは、町長の思いを聞いたのではなくて、聞き方

が悪かったかもしれませんが、いろいろな障害ができてこれから前へ進まない、その障害が非常に大きすぎるということによって、もしやめた、凍結した場合にですね、その国との関係がどうなりますかということをお聞きしたがですけれども。あんまり答えにくいような問題であったら、私は後で聞いても構いませんが、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、基本的に、私は、やめるという話はしてございませんけれども、やめた場合どうなるかということにつきましては、これは今、御案内のように、辺地債、債務負担行為を起こしてますから、これは、借金した分は、きちっとお支払いをしていく必要があるかというふうに思っておりますけれども、今、やめる前提で議論をしたことがございませんので、とにかく仕上げていくというのが私の使命でございますから、先ほど御指摘もいただきましたように、私の任期中には完成というのは、不可能でございますけれども、道筋はきちっとつけていきたいと。砂を蹴って出るようなことは、私としてはしたくないという思いは、ひとつ理解願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

思いを聞いているのではないと言いましたけれども、もう構いません。霧生関公園の問題につきましては、今のやりとりで、十分に後で議会後報告ができるような状況になったと思いますので、「水の科学」の問題に移らせていただきます。

議長（永田耕朗君）

先ほど、松本君の発言の中で、町長任期 9 月という発言がございましたが、10 月でございますので、私のほうから訂正をいたします。

ただいま、松本君の一般質問の途中であります。ここで食事のために、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本正人君の発言を許します。

8 番（松本正人君）

午前中の終わりの段にですね、間違いを指摘されましたが、9月までと言いましたけど、言葉足らずでございました。要するに9月が定例議会ですから、正式にものが言えるのは、そこまでだろうと、こういう意味で9月と申したわけでございます。もちろん、町長には執行権がありますから、この限りではないですから、任期いっぱいまで工夫すれば何とかなるかと思いますが。それと、もとへ帰りまして、先ほどの国保の問題ですが、ちょっと確認が抜かっておりましたので、国保の法定外繰入ですよ、900万。このうちですね、いわゆるペナルティ云々と言いましたけど、ペナルティ分というのはどういうふうにかえたらよろしいですか。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。ペナルティ分というのは、ちょっと、耳に、妙に悪いような感じがしますけれども、要するに、佐川町自治体が独自で、例えば、小学校以下を無料にした場合に、病院に行きやすくなります。行きやすくなるということは、それだけ医療費が伸びるということです。医療費が伸びれば、それにかかわって、国からの負担金が入ってくるんですけれども、自治体が、自分の施策で、医療費を伸ばしたという格好になりますから、国はその分については、余分にあげることはできないよということで減額される。けど、減額された分については、国保会計に、一般会計から繰り入れをしてくださいよという仕組みになってます。

8番（松本正人君）

それはまあ国の考え方をそのまま述べたんやろうと思いますが、具体的に、その金額で言うてください。

町民課長（横山覚君）

本日、議員のほうからお示しありました地方単独波及増分の予算が900万あったんですけれども、それにつきましては、ほぼ、というか同じく同額が決算で上がっております。

8番（松本正人君）

要するに、ペナルティ分が、ペナルティというと国の、町が痛いというよりも国が耳に痛いということやろうと思いますが、分が900万と、こういうことであろうと思います。

それでは「水の科学」の問題についてお聞きをしたいと思います。「水の科学」というふうに言いますけれども、何のことぜよ、と。これは、平成19年だったと思いますけれども、いわゆる国際会議

が佐川町で開かれまして、これがベンチャー企業の育成を目的にすると、こういうことで、水の科学研究所が主催の1つであったわけです。そういったところから「水の科学」ということだと思いますけれども。

このことからですね、この国際会議を開いてから、さらにこれが発展をしまして、産業高度化技術開発センター事業と、こういうのが始まっております。この一連の事業はですね、もう既に終わっておりますけれども、この議会でもですね、何度か、このことについて質問をさせていただきました。

とりあえず、この事業の立ち上げについて、立ち上げからですね、経過、経緯、そして予算がどのように使われてきたのかということについて説明をしていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

「水の科学」関係につきましてもの御質問でございます。お答えいたします。まず、経過でございますが、議員、今言われましたとおり、平成19年に桜座で、国際大会を開催してございます。新規技術、ベンチャー企業の育成とかいうことで、世界各国からさまざまな方がおいでいただいております。

これを踏まえまして、この会議を踏まえまして、その後、平成20年に、佐川町に産業高度化技術開発室いうのを設置してございます。そして、大阪大学大学院工学研究科とも連携しまして、水熱を利用して竹や杉の葉からの液体抽出、防かび剤の製造や焼却灰の固形化、いわゆるブロック化などの研究を行ってきたところであります。これは、23年度末まで行ったところであります。

その間、また大阪大学の工学研究科との連携の一環としまして、そこの先生方や、学生方が、佐川町内の小中学生を訪問し、授業を行う交流授業というものを継続して実施してまいりまして、生徒や学生の皆様方、大変好評を得たところでございます。

それで、予算関係でございますが、平成20年度からでございます。平成20年度からのトータル予算といたしましては、2,097万ほどを支出してございます。以上でございます。

8番（松本正人君）

えらい簡単やったわけですがけれども、私がものを言うときはですね、時間が制限されておまして、もう既にこれまで半分以上経過しております。あと恐らく20分ぐらいしかしゃべる時間ないんじ

やないかと思うんですが、けれども、答弁するほうはですね制限されておられません。なんぼでも説明ができるわけです。あんな簡単な説明で、しょう私は、困りますがね。

要するに、2,097 万と、こういうふうに言われましたけども、これはまあ要するに最初にですね、シルバー人材センターの1階、1階というか下ですね、あそこを借りて、先ほども言いましたように、技術開発室を設け、その後ですね四電の事務所跡を使う、そしてそこへ臨時の職員も置いたりしたわけですけれども。それと大阪大学との連携とかあったわけですけれども、そのときに、諸費用が要ったと思いますけれども、もうちょっと細かくですね、そのことについて諸費用を言っていたきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

簡単でございまして、まことに申しわけございませんでした。まず、トータル的なことから順番に年度を追って説明したいと思いません。

大阪大学関連でございしますが、授業料、それと旅費関連で671万余りでございます。それから、産業高度化技術開発室関連で、光熱水費、電話料等で302万余りでございます。建物の修繕費、工事費等で156万余りでございます。

それと、開発室への臨時職員等の配置、これは全額雇用対策を県、国の雇用対策事業を活用したものでございしますが、696万余りとなっていてございます。すなわち、大阪大学関連が671万余り。産業高度化技術開発室関連が1,100万余りとなっていてございます。トータルは、2,097万となっていてございます。

それで、年度を追って見てみますと、旅費関連は、21年度からでございします。

それから光熱水費というふうに申しましたが、20年度が52万5,000円余り、21年度が54万。それから22年度が81万。23年度が93万7,000円。これは開発室、駅前にあったとき、また四電工を借りたときの光熱水費でございします。

それから修繕費。修繕費につきましては、21年度が39万、22年度が1万3千円、それから22年度、これは四電工へ移ったときでございしますが、修繕工事費として、115万かかってございします。それと、大学関連でございしますが、21年度から23年度まで、授業料が53万6,000円3年間で160万8,000円。それから旅費関係は先

ほど申しまして、大体が以上の内容でございます。

8 番（松本正人君）

そのうち、町単独分はどれぐらいですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど言いました、690 万、約 700 万が国、県の補助でございますので、1,400 万近くが単独でございます。

8 番（松本正人君）

それで、平成 23 年度の途中で、この事業が、やまったということですけども、なぜ、やまったんですか。

町長（榎並谷哲夫君）

私から、御答弁申し上げます。御案内のように、この事業につきましては、水の科学を主催する先生から、当初申し出がございまして、水の科学の主催者の先生から申し出がございまして、佐川町に何か貢献もしたい、そして自分の持つ力を、という話からスタートしたというふうに、それがスタートでございます。

その後、さまざまな、今、課長から説明があったような事業展開をしてまいったわけでございますけども、その途中で主催する先生の健康上のこともございまして、若干当初の目標とは違った方向にいったことも事実でございます。

その後、いわゆる最終的には、水の、水熱を利用した固形化というのを目標にして、大阪大学の大学院と連携をして、その研究を引き継いできたという経緯がございまして、23 年度については、実態的には、ここでの実験が、一応終了したという形になってございます。

自然消滅的ではございませんけども、水の科学の主催する先生の事情もございまして、大阪大学へ引き継いだという経過がございまして、23 年度で、地元での研究過程は、一応終了したというふうに、私は理解しております。

8 番（松本正人君）

既に報告があっちょったことかもしれませんが、佐川が 10 万の出資をしてですね、会社起こしに参加しておりますけれども、それはどうなりましたかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。このことにつきましても、将来、これは水の科学研究所と合同研究をして、将来、実を上げていく、実は、企業

起こしということが当時の目標でございましたので、そういったことで、最終的に、企業を起こしたときの利益の配分等、そういったものを踏まえて、権利を、町としても交渉するという意味で、投資をいたしました。

いたしました。途中でそういう主催する先生方の健康上の害もございまして、その水の科学の研究所も、大々的に、なかなか可能性がないということで途中で、解約をさしていただいて、投資した額は返金をいただいております。

8 番（松本正人君）

ほんとは、細かく総括していただきたいとは思いますが。で、阪大との連携の問題等と、ほんとは分けて言っていただければと思いますけれども、この事業をやったことによってですね、佐川町は、何が得られたのか、と。そしてその費用対効果はどうだったのか、ということについてですね、評価していただいけませんか。

町長（榎並谷哲夫君）

先ほど、投資した額が 2,000 万ということで、費用対効果、じゃあ、これから何を得たかということになりますと、実質的に、何がし、何がし、を経て事業を起こして、利益を得たと、こういう事実はございません、今のところはございません。

ただ、先ほど課長からも説明いたしましたように、いわゆる人づくりの観点からも、大阪大学と提携した間に、先生方にも、あるいは大阪大学の先生方にも生徒方にも来ていただいて、子供たちの交流、科学への目覚める、そういう行動、そうしたことには、効果があったというふうに考えておりました。そしてもう一つ、大阪大学の、いわゆる社会ドクターということで、3年間、職員を派遣をさしていただきまして、先ほど言うように学費と旅費を使わせていただきました。

それは、この水の科学による、いわゆる灰の固形化、これは、大阪大学の大学院の田中教授のもとで、大体同じような方向でいくということで、その研究を進めてまいりまして、それで最終的には学位を取るというふうに考えておりました。このことが、費用対効果からいいましたら、いわゆる人材の育成の効果というふうに理解をいたしております。

8 番（松本正人君）

町は、お金を使うてですね、その学位を取ったということが、何

の費用対効果というのちよっとわかりませんが。

要するに、その子供たちの科学の関心云々というのは、こじつけにしか聞こえんわけですけども。結局は、最初に言われましたように、何の効果もなかったというのが実情だというふうに思います。

私は、最初にですね、この事業について、最初から反対をしてきました。これはね、効果、もしこのことによって何か研究が成功して、町長の言われるように何か、それによって町にお金が落ちてくるということになるかならんかに限らず、この事業はだめですよというわけなんです。

なぜかという、自治体はですね、町民の福祉向上、そういうことのためにあるわけですから、そのなんか企業、ベンチャー企業を起こして、それでもうけちゃおうとかっていうのはようね、本来、自治体がやることではないというふうに私は思っております。

そういう意味で、最初から成功しようがすまいが、だめですよ。さらに、これはですね、前も町長はですね、初めは山のものとも海のものともわからざったということをおっしゃっていたと思いますけれども、まさにそのとおりで、本当にばくちみたいな事業ではなかったかというふうに思います。

そんなものに使う余裕は全くないというのが、佐川町の現状ではないかというふうに思いますが、そこらへんの認識は、どういうふうにお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お説、それは、松本議員のお説も、これはもつともだと思えます。ただ、企業起こしがいかんということではなくて、やっぱりこれから先に、若者を含めて、この地域で何ができるか、そうしたことも、やっぱり行政としても、これから模索していく必要があるということをお考えまして、ただ、こちらから、やみくもに手を挙げたじゃなくて、やっぱりそういう経験者の方、あるいは学識経験者の方が、町のために何か仕事をもって行って発展をさせたいという、そういうお申し出がありまして、それを素直に受け入れました。

結果的には、今申し上げたような結果になりまして、成果はまだ、今のところ形としては見えてございせんけども、やはり人づくりも一つの、行政の責任であるというふうに思っております、このことが佐川町として、これから先に、何らかの形で芽が出てくる。それが、一つの効果ということに、私は思っております、ただ、

企業起こしということのみに、これを限ったものじゃないというふうに御理解を願いたい。

結果論としては、先に、焼却灰の固形化ということですから、これは5年先、10年先、20年先に、どうなるかは別にしまして、このことが、先に、世の中のためになるような形のものを、学校側と研究をしながら人材育成にも尽くして来たということで、御理解を願いたいというに思います。

松本議員が、この事業について最初から反対というふうに、私も認識をいたしておりますけども、何とかやっぱり、方向としては、人材も含めて佐川町の将来のためになったら、という思いで予算も使わしていただいたということでございますので、理解願いたいと思います。

8番（松本正人君）

私は、あのね、研究することは大いにやってもうたらええと思えますけれども。それはやっぱり個人の範囲で、ですよ。また、国とかそういう施策の中で、行政がかかわるとすれば、やればええことだというふうに思います。

一自治体、しかもこんな小さな自治体がですね、こういったものに取り組むということは全国的にも、妙によう探さんと思えますがね。それで、しかもですね、町長のポケットマネーとかでやるがやったら別に何の文句も言いませんが、全体で2,000万を超える公費が使われたと。しかも町単独で1,400万前後の公費が使われたということですけども。

そしたらですね、今、図書館、新しい図書館を建ててほしいと、こういう要求が上がってきているわけですけども。それから、図書館の問題については、文教のまちにふさわしくない蔵書数だということで、坂東真砂子さんにもよね、我が町出身の、かなりこう、しぶいことを高知新聞の紙面上で言われたこともございました。

1,400万あったら、どれだけの本が買えるんですか。ね、そっこのほうがずっと費用対効果としては、高いんじゃないですか。ちょっとね、税金の使い方間違ってると思いますけど。ちょっとごめんなさいじゃあよね、ほんとは済まんような状況やと私は思いますけれども、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

1,400万が、投資した、いわゆる今の研究に投資した、人づくり

した、ということが、実がないので無駄というふうにお思いですけども、それはやっぱり、視点を変えればそういうになろうと思いませんけども、この水の科学につきましては、いろいろな今の現状、そして周囲の人たちの関係、そういったものを全体的にとらまえて、将来的に、何か世の中の役に立つ、あるいは人づくりに役に立つというふうな形で進めさしていただいた経過がございます。

これはまあ、それぞれ人によってはやっぱり駄目だという、それも一つの考えだと思いますけども。一応これはスタート時点からそういう方向性を持って、説明もしながら、そして関係者を巻き込んだこの事業でございまして、私としては確かに、1,400万町費を使って、効果がないじゃないかというふうな、これも一つのお答えだと思いますけども、将来に見て、今のとってきた人づくりが、やっぱり将来に芽が出ていくということは、これも一つの成果というふうに考えまして、また、図書館の蔵書の数と、これと、これはまあてんびんにかけるような議論じゃないんじゃないかなあ、というに私は思います。

8番（松本正人君）

町長には執行権がありまして、予算を組んで、それを基本的に議会が認めて、やってきた事業ですから、法的には何の問題もないと思います。

有権者1万2,000おるわけですから、町長と同じような考え方を持ってられる方もおられようと思います。けれども、今の説明を聞いて納得される町民は、そんなにおらん、と私は、そう思います。それで結構です。水の科学の問題については、これで終わります。

次にですね、ちょっと順番変えまして、夏場にかけて学校給食等の食中毒策、あるいはアレルギー対策についてお伺いをしたいと思います。

もう今の時期からですね、食中毒というのが多くなってくるわけですけども。各自治体でも特に、給食等を抱えてるところはですね、この問題について、いろんな対策をしているというふうにも聞きますし、それともう一つは、そのアレルギーですよね。これは季節に関係ないわけですけども。

先般も、先生が、あやまって子供に、本来食べさせてならないものを食べさせたと。そういうことによって大きな事故につながっていくというようなことがありましたが、そういったことについて、

町としてどのような対策をとられているのか、お伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

私のほうから、まず食中毒対策についてお答え申し上げます。

学校給食の使命は、安全、安心な給食を提供することであり、食中毒の防止は最大の課題となっています。このため、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルや文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理の徹底に努めておりますが、まず、給食センターにおきます具体的な取り組みについて申し上げます。

先ほど申し上げましたマニュアルは、基準で定められた食材の取扱いや調理方法はもとより、職員の健康管理や手洗い、消毒、掃除の方法まで、事細かに徹底して実施をしております。また、給食を食べる時間については、でき上がってから2時間以内と定められていますので、でき上がり時間についても考慮しながら調理作業を行っています。

そして、学校への配送につきましても、配送車のコンテナの室内温度が15度前後になれば、保冷剤を使用して、温度が適正に保たれるよう配慮するなど、特に夏場は、温度管理を徹底しています。

次に、学校における取り組みについて、申し上げます。

毎朝8時過ぎに、業者から配送されてきます牛乳は、到着後冷蔵庫に入れて保管しています。そして給食センターから配送された給食は、学校用務員が受け取り、給食室で一時保管しますが、給食室では、湿度、温度を記録するとともに、給食実施後には、給食室の消毒を行うなど衛生管理の徹底に努めております。

また、給食係の児童・生徒は、手洗いを入念に行い、エプロン、三角巾をつけて配膳するとともに、年間を通じて、全ての児童・生徒に手洗いの徹底を指導しています。

このように、食中毒対策については取り組んでおりますが、職員や児童・生徒の意識の向上も大変重要でありますので、衛生管理の改善、充実に向けて、今後とも徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アレルギー対策についてお答えを申し上げます。食物アレルギー対策につきましては、文部科学省の監修のもとに財団法人日本学校保健会が取りまとめた「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、対応を行っております。

まず、給食センターにおきましては、学校給食食物アレルギーによる除去食実施に関する要綱に基づき、食物アレルギーを有する児童・生徒の保護者から、毎年度3学期に、医師の診断書を添えた除去食受給承認申請書を学校を通じて提出していただき、除去食対象の児童・生徒を決定しています。

次に、栄養士が月ごとの献立を作成した後、個別に除去が必要な食品を明示したものを、それぞれの保護者に連絡し、確認印をもらうこととしています。そして調理の際には、調理員が除去食の対応確認を必ず行うとともに、除去食専用容器を入れる袋に栄養士が対象者の名前のシールを添付することとしています。

このように、食物アレルギー対策は、原因食品の除去を原則としていますが、場合によっては代替食や弁当の持参をお願いすることもあります。現在の除去食対象者は、17名ですが、除去食品は卵、マヨネーズ、乳製品、エビ、カニなどとなっています。

次に、学校における対応について申し上げます。給食センターから学校へ、月ごとに個人別除去食のメニューが送られてきますので、それを養護教諭が確認した後、学級担任に配付しており、担任は前もって除去食がある日を知ることができます。そして、個人名が記載された除去食専用容器が入った袋が学校に到着した後、該当の児童・生徒には、専用容器に入った状態で配り、基本的には、児童・生徒が自分で専用容器から食器に移して食べるようにしています。

このように、食物アレルギー対策に取り組んでいますが、新聞報道にもありましたように、間違っただアレルギー食品を摂取した場合には、命にかかわる重大事にもなりますので、今後とも保護者、学校、給食センターが十分連携しながら、安心、安全な学校給食を提供するように務めてまいります。以上でございます。

8 番（松本正人君）

給食と言えば、病院も給食ですけれども。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 2 分

再開 午後 2 時 3 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。病院におきます食中毒対策につきましては、日ごろから万全を期するように取り組みを進めておるところでございます。これからも注意してやってまいります。

8 番（松本正人君）

現実にですね、事故が起きてますし、それから先ほど言いましたガイドラインの話ですね、これも、現在、また見直しなんかもされているようでございますので、注視しながらですね対策をとっていただきたいというふうに思います。

さらにはですね、これは市民からの運動で、アレルギーを持っているお子さんについてはですね、まあ言うたら、こう、誰が見てもわかるような名札といいますかね、こんなもんはいけませんよ、というような、こんなものをつけて、それで、どこへ行っても大丈夫なような策をとったりとか、というようなこともあるようでございます。

私自身が、まだ研究不足というか、いう状況ですので、深くお聞きするつもりはございませんけれども、万全の策をとっていただきたいと申し上げたいと思います。

なお、土佐市でも事故があって、それに対して、あそこは独自にマニュアルをつくったんじゃないかなかったですかね。まあちょっとそこらへん確認せないかんですけれども。そういう報道もされておりますので、また参考にさせていただければというふうに思います。

次に、税公共料金の滞納者に対する差し押さえの実態について、ということですが、これも深くやるつもりはございません。平成 11 年度の資料がありまして、各自治体で、この国保ですが、これも、国保滞納者の差し押さえについての資料を今、持っております。

佐川町では、平成 11 年度について、述べ件数で 26 件。述べ差し押さえ金額として 215 万 4,518。1 件相当が 8 万 2,866 というふうになってます。加入世帯比率でいうと、1,086 という数字になっています。

これは、そんなに突出してどうのこうのということにはなっておりません。突出してということではございませんけれども、ほかにも金額的にかなり大きいところもあれば、件数もかなりあるところ

もあるし、それから事情によってというところもあるかなというところもあります。

例えば高知市は、県内で唯一、国保税じゃなくて国保料という考え方でやっていますけれども、自治体が大きい割にはですね、この11年度でいうと、述べ件数8件。金額にして140万そこそこ、こういうような形になってまして、大きい割には、非常に少ないというふうに思いますけれども。これは時効がですね、国保料というのは短いですし、差し押さえる前に時効がくるとか、いろんな理由があるんじゃないかというふうに思いますけれども。

要するに、今度から、その機構が、徴収の機構が変わったことによってですね、過度な徴収というものがあってはならないという点で、お聞きをしたところです。その点について、どのようにお考えなのか、課長さんにお伺いしたいと思います。

収納管理課長（橋掛直馬君）

松本議員の御質問にお答えいたします。この4月から収納管理課という課が新しくできまして、それぞれ4税プラス給食費等をですね、一括して、今、徴収しておるところなんです。自治体が課税している税とは、基本的にそれらが課税される理由、根拠が存在します。すなわちそれだけの固定資産税を有しているとか、あるいは諸税が課税されるだけの所得があるためです。

住民税に関しては、所得のあった次年度に課税が行われますが、これは、例え次年度に収入が減っても、そのときにですね、課税があることは理解がされているはずですので、その支払いのために準備をしておくというのは当然のことだと考えております。

また、そのように、24年度はですね、納付がある程度順調に推移しておりまして、この4月に一括して督促を出さしていただきました。それで、順次、督促の手続きをとらしていただいでですね、説得等をしまして、今、97.15%の納入が行われております。

その他、給食費、町営住宅家賃、水道料は、個人が消費し、住居を利用しているためですので、それらからの料金等の支払い義務は当然あります。しかし、今し方松本議員がおっしゃられたとおりですね、納税者の方々には、それぞれの滞納というか、そういうものが支払えることができない理由が多々あると思います。

そういう場合はですね、納税者の方や、また家族の方等も含めましてですね、病気がなかったか、けががあったのではないか、いう

ようなこともこちらのほうから積極的に聞きまして、出費が多々あったというような場合、その他また事業をされておりました、そういう事業がうまくいかないのではないかというようなことも、こちらのほうから積極的にお聞きいたしまして、相談には乗るようしております。

また、他の人の保証人等になり、多額の債務を弁償しなければならないというような状況が陥ってくる場合もあります。そういう場合は、こちらのほうにもお話しをしていただいて、耳を傾け、そういう方には、支払いの相談をしていただいて、支払い条件等を一緒に検討しながら無理のないような支払いを対応させていただいております。以上です。

それとですね、ちょっと滞納の差し押さえの件を申し上げておきます。24年度の滞納の処分はですね、預貯金等の差し押さえが99件。保険解約の請求権の行使が11件。不動産の差し押さえ7件。給与差し押さえが4件。還付請求権が3件。合計124件です。23年が191件でありましたが、ちょっと24年度は、少なくなっています。

最後にですね、滞納処分は法律により、次のように規定されております。

国税徴収法、これは、この地方税法でも準用するようになっておまして、「国税徴収法の第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。1 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」というふうに規定されております。以上です。

8番（松本正人君）

先ほどの数字は、私が持っている数字より新しい数字ですから、それと、数字の出し方の違いもあると思いますので、また後で整合させていただきたいというふうに思います。

それとですね、これはあんまり言ったら、時間がないになりますのでやめます。

それでは、予定は5番目のですね、観光協会職員の人選のことについて、お伺いをしたいと思います。

あと10分ということですので、上手にやりたいと思いますが、まず、観光協会は、現在どういう立場にあるのか、お話もあつたわ

けですけれども、前段で。今、任意団体であるという認識でありませんが、それでええのか。それから、公共性の高い団体というふうに思いますが、どうか。

今度、条例が出ますから、聞かなくてもわかりますけど。公益的法人というふうに言ってますから。それから、観光協会の収入の主たるところは何か、これについて、まずお答え願いたいと思います
産業建設課長（渡辺公平君）

観光協会は、御案内のとおり、現在は任意団体でございます。8月からの一般社団法人を認可を目指しておるところでございます。そして、現在、収入源といたしましては、雇用対策事業、それから県の補助制度、それから町からの業務の委託、それとまた町からの指定管理制度による費用、そういったものを活用して予算を組まさせていただきます。

8番（松本正人君）

自分の都合で構えた何だけ読んだち、いかんぜよ。その聞いたこと答えてや。聞かなくてもわかっちゃうわけですけれども。今議会で条例案が出ますので、そこでは公益的法人に対してというふうに準備するという事ですから、後に、いわゆる公益的法人になると、こういう考えでええと思います。

そこでですね、佐川町の職員の採用は、一般にどういうふうに行われているか、御説明願います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。佐川町の一般の職員の採用につきましては、まず、広報等でですね、公募するために広報、それから、もしくはホームページにおいて、お知らせをいたしまして、一定の採用条件、ここで、ちょっと手元に資料がありませんので、事細かくは申し上げませんが、年齢要件とかその他の要件を、一応要件づけをいたしまして、募集するという形にいたしております。

総務課長（岡林護君）

申しわけありません。急な質問でしたので、ちょっと頭の中が整理できてませんでした。採用試験の内容、内容といいますか、一次試験と二次試験に分かれてまして、まず一次試験では一般教養的な試験。これは、前回、平成24年度にやった試験をもとにお話ししますが、一般教養に関する試験、それからあと論文試験、それからあと職務の適正試験ですか、適性試験を課しまして、まず一次試

験で、それから選考いたしまして、それから二次試験につきまして、面接試験と論文試験を行いまして、それで最終的にその中から選考するという形態で行っております。

8 番（松本正人君）

それではですね、観光協会の職員の採用というのはどのようにあるべきというふうにお考えですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

観光協会のほうは、現在 1 名を採用してございますが、それについて御説明したいと思います。

職員の採用につきまして、去る 3 月 29 日の設立総会におきまして、会則、いわゆる定款ですが、それとか予算、役員を選任などの 6 つの議案を承認いただきました。その後、理事会を開催し、職員採用について協議をしていただき、満場一致で承認され採用となったところでございます。そして、そのことを総会のほうで報告されたものでございます。

この佐川観光協会の会則、いわゆる定款第 47 条に、正職員のことですが、職員は、会長が理事会の承認を得て任命するというふうに規定されてございます。

また、ちょっと古くなりますが、平成 23 年度佐川町では、雇用対策事業を活用し、観光協会の設立に向けて、観光資源の掘り起こしと観光イベント支援等の業務を商工会へ委託し、商工会では、広告ハローワークの公募、面接試験により 1 名を採用して、この業務に当たらせております。

そして、この採用職員につきましては、商工会の花見事業とか文殊祭、イルミネーション事業等で中心的に活動もされまして、さらに顕著なところでは、くろがねの会のイベント企画、さらに、企画屋本舗での「ぢぢち」の加工品、観光商品の取り組みとかいうことで観光業務にかかわる、観光協会にかかわる業務を中心にやっていただきました。この大きな事例の中では、牧野富太郎弁当とか、それから観光ガイド、これも、仁淀川の流域観光とかの積極的に対応し、大きな成果を生み、またいわゆる観光協会の立ち上げの準備的なことを大いに取り組んでいただいたところ です。

こういったところが、観光協会が発足され、理事会の中で会則どおり職員採用について協議され、このようなことが大きく評価され、将来は、観光協会の中心的な人物になるであろうというような大き

な期待を持って理事会において満場一致で承認されて採用されたという経過がございます。

8 番（松本正人君）

佐川町で、臨時職員を雇ったりしてますよね。で、その方を本職に迎えるときに、試験はありますか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。もちろん、臨時職員で来られていた方が、正規の採用試験を受けるときは、当然、同様の正規の採用試験を受けてから受けるということになっております。

8 番（松本正人君）

法的には問題ないかどうかというのは、私は知りませんし、多分ないであろうというふうに思いますけれども。しかしですね、やっぱり公益的法人ということで、基本的には誰が見てもですね、なんぼ、一般財団法人がどうのこうのと言ったって、町民はですね、あそこは役場の一部というふうに見るんじゃないですか。そしたら、その職員の採用についてはですね、当然公募があって、そして公平な判断のもとにおいてよね、採用が決まるというふうに考えるのが普通ではないかというふうに思います。

今、雇われちゅう方がですね、ええとか悪いとかいう話をしてるんじゃないですよ。誤解されたら困りますけれども。けれども、町民の方からもね、そのことについて疑問の声をいただきまして、私も、それに対して反論はできません。ですから、このような採用の仕方というのはよね、問題があるんじゃないかというふうに思いますけれども、問題があるということを町が言うて、それでどうなるのかというのは、ようわかりませんけれどもよね。

けれども、それなりに、町の基本的に、先ほどもどこから収入があるぜよ、と言うたら、町のお金で運営するんでしょう、結局は。要するに。だから、一般的には、町職員と、僕は変わらないというふうに思います。

3月の議会でも聞きましたけれども、給与体系等については町職員に準ずると、こういうような答弁であったというふうに記憶しておりますが。その点について、町長、どういうふうにお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど来、議論がいただいております。この観光協会というのは、これは、ここで、いろいろと議論をさしてい

ただいておりますけども、どうしても将来、佐川町でどうしても必要な機関であるというふうな認識を持ちまして、その準備に、随分と時間がかかったわけでございますけども、おかげで、ことし4月から、まだ現在のところは任意団体といえ、出発をさせていただきました。

そのときの職員の配置等について、松本議員から、これはちょっと違法じゃないかというような御指摘がございましたけども、今、担当課長から御説明したような経過でございまして、やはりそこにふさわしい人員であるかどうかという判断を、まず、して、その個人ありきじゃなくて、やはり将来、公的な機関、なおさら公的な機関であるからこそ、やっぱりその適切な人員であるべきだということを総合的に判断をして、最終的には御案内のように、4月1日に発足した観光協会のほうで採用していただいたということでございまして、先ほど松本議員からも違法性という話がございましたけども、やはりこの組織そのものは、まず人が動かしていくということですから、職員の採用については、それ相当のやっぱり人物を充てるのが組織としての、まず責務ではないかというに考えております。経緯はございます。先ほど申しましたように商工会へ、まず採用していただいたということから、スタートをしてございまして、観光協会としては、将来担うのにふさわしい人物であるというふうに判断をしていただいたというふうに私は認識をいたしております。

8番（松本正人君）

何度も申しますけれども、私、今雇ってる方のことをどうのこうのと言ってるわけではございません。しかしね、町民の感覚としてはね、何が言いたいかと言うたら、そのやり方が非常にずさん。それと私物化に感じてるわけですよ。町民の金でやることを私物化してないかと。こういうことをね、町民はね、直接言わいでも言いたいんですよ。そのことを、もうちょっとね、認識していただきたい。非常にずさんに感じるというふうに思います。

そのずさんな部分で言いますとですよ、例えば、職員がですね、町民や部下にですね、まあ言うたら、いわゆる道義に外れた行為をした場合、こういうときは、どういうふうにせないかんというふうに法律でなってますか。

町長（榎並谷哲夫君）

職員が、いわゆる法に反するような行為があったときには、法律では、それなりの処罰をしなければならないというふうな公務員法には載ってございます。

8 番（松本正人君）

これはね、地公法の第 29 条 3 によって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、非行というのは道義に外れた行為ということですのでけれども、こういったときに、地公法 29 条の第 4 項で、まあ言うたら、条例によって、それを判断する機関をつくれということで、職員懲戒委員会というのを設けなくてはならないようになってます。

この職員懲戒委員会というのはですね、委員長を副町長、それから副委員長を総務課長という形でやらないかんというふうになってますけれども、こういうような事実があった場合はですね、すぐに、この懲戒委員会を開いて、どう処分するか、これがそれに該当するかどうかというのを判断する、そういう会を開かないかんようになってますけれども、実際に、そのような事件があったというふうに私は聞いておりますけれども、それについて、どのような処理をされたのか、お伺いをしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。確かに、法にはそういうふうな形で記載されておまして、その委員会が、私の記憶では開かれたという経過はございません。それに該当する事象があったかどうかということでございますけれども、これは、4 年前にさかのぼりまして、若干職員の中で、そういう事故が、起こしたと。そのときの状況だというに私、判断してお答えをさしていただいておりますけれども。そのときには、きちっと示談も当事者と交わして、円満に解決したという判断をいたしまして、そのときには、職員には、嚴重に私のほうから注意をして現在に至っております。至っております、その懲戒委員会を開いた経過はございません。

議長（永田耕朗君）

この問題、通告外ではないかと思いますが。

8 番（松本正人君）

通告外ということは、よく知っております。

休憩してください。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 29 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番（松本正人君）

私の質問は、これで終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、8 番松本正人君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を願います。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 31 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業厚生常任委員長（松本正人君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

委員長の報告は採択です。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 (森正彦君)

1 番議員森正彦、受理番号 12 号の子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情に、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

2015 年 4 月 1 日から施行されるこの制度は、都会の待機児童解消を目指したものであり、その内容は、現行の保育制度では、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源確保を制度の柱として、子供たちの保育を受ける権利を保障しています。

この現行の制度と比較すると、新制度は、行政の保育責任を後退させ、子供が受ける保育に格差が生じる懸念があります。例えば、保育料について、3 歳未満は預かり時間に応じて負担、3 歳以上は標準時間まで定額、超過時間については長さに応じて負担、となっています。

この時間と保育料について、家庭によっては、経済的な理由で、保育の途中で帰る子供も出てくる可能性もあり、そのことにより一体的な保育に支障が出る可能性もあります。また、私立保育所には、柔軟な価格設定を認めていますし、地域別に単価を設定することもできます。保育料が安くなる場合もあるし、高くなる場合もあります。安くなっても質が低下するとなれば問題です。質の高い保育をすれば、保育料を高く設定することも可能です。

要するに、この新制度は、まだ十分練られてなく、子供の保育に格差が生じること、また、質の低下や一体となった保育の実践、実施が懸念されています。現在、政令や省令で内容を検討中であるということですから、子ども・子育て支援新制度は、十分検討し、意見書にある 6 項目を強く要望して、私たち佐川町の全ての子供と、その保護者が安心して保育を受けられるよう、国の制度の見直しを求める陳情の採択に賛成します。

議長 (永田耕朗君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号 12、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を 13 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2 時 37 分